

## 第 5 5 回神河町議会定例会に提出された議案

### ○町長提出議案

- 第 1 0 8 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成 2 5 年度神河町一般会計補正予算（第 3 号））
- 第 1 0 9 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成 2 5 年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 3 号））
- 第 1 1 0 号議案 神河町副町長選任の件
- 第 1 1 1 号議案 神河町監査委員の選任の件
- 第 1 1 2 号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第 1 1 3 号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第 1 1 4 号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 1 5 号議案 神河町税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 1 6 号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 1 7 号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 1 8 号議案 神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 1 9 号議案 神河町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 2 0 号議案 神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 2 1 号議案 神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 2 2 号議案 神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 2 3 号議案 神河町観光交流センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 2 4 号議案 神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 2 5 号議案 神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 2 6 号議案 神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 2 7 号議案 神河町わくわく公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 2 8 号議案 神河町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 2 9 号議案 神河町水車公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 3 0 号議案 神河町神崎木工芸センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 3 1 号議案 神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 3 2 号議案 公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 3 3 号議案 平成 2 5 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 3 4 号議案 平成 2 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 3 5 号議案 平成 2 5 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第

3号)

- 第136号議案 平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 第137号議案 平成25年度神河町水道事業会計補正予算(第4号)
- 第138号議案 平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第3号)
- 第139号議案 神河町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第140号議案 神河町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第141号議案 平成25年度神河町一般会計補正予算(第5号)

神河町告示第155号

第55回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年11月29日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成25年12月6日

2 場 所 神河町役場 議場

---

○開会日に応招した議員

小 林 和 男

立 石 富 章

高 橋 省 平

松 山 陽 子

藤 原 裕 和

宮 永 肇

赤 松 正 道

藤 森 正 晴

藤 原 日 順

成 田 政 敏

山 下 皓 司

安 部 重 助

---

○応招しなかった議員

廣 納 良 幸

---



---

平成25年 第55回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成25年12月6日（金曜日）

---

議事日程（第1号）

平成25年12月6日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 第108号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第5 第109号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第3号））
- 日程第6 第110号議案 神河町副町長の選任の件
- 日程第7 第111号議案 神河町監査委員の選任の件
- 日程第8 第112号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第9 第113号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第10 第114号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第115号議案 神河町税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第116号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第117号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第118号議案 神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第119号議案 神河町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第120号議案 神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第121号議案 神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第122号議案 神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第19 第123号議案 神河町観光交流センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第124号議案 神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件
- 第125号議案 神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件
- 第126号議案 神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第127号議案 神河町わくわく公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第128号議案 神河町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制

定の件

- 第 129号議案 神河町水車公園条例の一部を改正する条例制定の件  
第 130号議案 神河町神崎木工芸センター条例の一部を改正する条例制定の件  
第 131号議案 神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の一部を改正する  
条例制定の件  
日程第20 第 132号議案 公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例  
制定の件  
日程第21 第 133号議案 平成25年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）  
日程第22 第 134号議案 平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
3 号）  
日程第23 第 135号議案 平成25年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3  
号）  
日程第24 第 136号議案 平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）  
日程第25 第 137号議案 平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第 4 号）  
日程第26 第 138号議案 平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）  
日程第27 神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件  
日程第28 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸報告  
日程第 4 第 108号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町  
一般会計補正予算（第 3 号））  
日程第 5 第 109号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町  
産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第 3 号））  
日程第 6 第 110号議案 神河町副町長の選任の件  
日程第 7 第 111号議案 神河町監査委員の選任の件  
日程第 8 第 112号議案 神河町教育委員会委員の任命の件  
日程第 9 第 113号議案 神河町教育委員会委員の任命の件  
日程第10 第 114号議案 神河町税条例の一部を改正する条例制定の件  
日程第11 第 115号議案 神河町税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例制定  
の件  
日程第12 第 116号議案 神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件  
日程第13 第 117号議案 神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件  
日程第14 第 118号議案 神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定

- の件
- 日程第15 第 119号議案 神河町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第 120号議案 神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第 121号議案 神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第 122号議案 神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第19 第 123号議案 神河町観光交流センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 124号議案 神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 125号議案 神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 126号議案 神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 127号議案 神河町わくわく公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 128号議案 神河町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 129号議案 神河町水車公園条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 130号議案 神河町神崎木工芸センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 131号議案 神河町グリーンエコ笠形体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第20 第 132号議案 公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第21 第 133号議案 平成25年度神河町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第22 第 134号議案 平成25年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 第 135号議案 平成25年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 第 136号議案 平成25年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 第 137号議案 平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第26 第 138号議案 平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第27 神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件
- 日程第28 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件

---

出席議員（12名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 小 林 和 男 | 7 番 赤 松 正 道 |
| 2 番 立 石 富 章 | 8 番 藤 森 正 晴 |
| 3 番 高 橋 省 平 | 11番 藤 原 日 順 |
| 4 番 松 山 陽 子 | 12番 成 田 政 敏 |

5番 藤原 裕和

13番 山下 皓司

6番 宮永 肇

14番 安部 重助

---

欠席議員（1名）

9番 廣納 良幸

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 澤田 俊一 主査 ————— 楨 良裕

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 —————	山名 宗悟	建設課長 —————	藤原 龍馬
副町長 —————	細岡 重義	地籍課長 —————	藤原 靖彦
教育長 —————	澤田 博行	上下水道課長 ———	坂本 康弘
会計管理者兼会計課長	橋本 三千也	健康福祉課長兼地域局長	
総務課長 —————	前田 義人	—————	佐古 正雄
総務課参事兼財政特命参事		病院事務長 —————	細岡 弘之
—————	太田 俊幸	病院医事課長兼総務課長	
情報センター所長 —	村岡 悟	—————	浅田 譲二
税務課長 —————	玉田 享	病院総務課副課長 —	藤原 秀明
住民生活課長 ———	足立 和裕	教育課長 —————	谷口 勝則
地域振興課長 ———	野村 浩平	教育課参事 —————	藤原 良喜
地域振興課参事 ———	小林 一三		

---

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

ことしはや師走に入り、日増しに寒さも厳しくなってきました。本日ここに第55回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のためまことに御同慶にたえません。

去る11月12日告示、17日投票の神河町長選挙の結果、無投票により山名町長が当選されました。ここに、議員皆とともにお祝いを申し上げます。27日には、2期目に向けて新たなスタートをされました。神河町にはまだまだ多くの問題が山積みであります。町長の英知により、町民が納得できるまちづくり、住んでよかった神河町の実現に尽力されることを期待申し上げます。

国政においては、私たち国民に大きく影響するT P P、消費税の増税、外交や特定秘密保護法案など、諸問題が山積みであります。全く先の見えない不安な状況であると国民の多くが感じられておられるのではないのでしょうか。いつの時代も弱きを助け、皆が潤う世の中であってほしいと願うものであります。

さて、今次定例会には、専決2件、副町長並びに代表監査委員の選任の件、教育委員会委員の任命、条例の一部改正19件、一般会計等補正予算6件が提案されます。町政にとって大変重要な案件ばかりであります。議員各位には格別の御精励を賜りまして、適正妥当な結論が得られますよう、結果として町民の負託に応えられますよう望みまして開会の挨拶といたします。

続きまして、町長から挨拶を受けます。

---

### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。師走に入りまして何かと気ぜわしい毎日となつてまいりました。議員の皆様方には、それぞれ御健勝にて御活躍されておりますことをお喜び申し上げたいと思います。

御承知のとおり、ことしも異常気象からの自然災害が日本を初め地球規模で多発しました。11月8日には、気象津波とも報道されました台風30号がフィリピンに上陸、日本でも土砂崩れや雪崩による犠牲者が出るなど、自然の猛威が私たちの生活を脅かしています。神河町では、9月の集中豪雨により越知川水系、とりわけ福本区から岩屋区の間で集中して谷川からの土砂災害が発生をいたしました。現在、災害復旧に向けての作業も順調に進んできているところでありまして、工事实施に向けて引き続きの作業を進めているところであります。

一方、国会では、特定秘密保護法案を初めとした安全保障や社会保障、T P P問題など、私たちの生活に大きくかかわる重要法案の審議が進められています。とりわけ特定秘密保護法案につきましては、野党を初めとして審議延長の行動が展開され、世論もその動きに同調し、大きなうねりとなっています。いずれにいたしましても、国民の知る権利や人権にかかわる重要法案であることから、徹底した民主的議論の展開を望むところであります。

さて、12月に入って、1日には町内一斉クリーン作戦、年末交通事故防止運動、4日からは人権週間がスタートをし、その取り組みとして11月30日には人権青少年健全育成合同大会が開催されました。また、1日は神河冬の螢、寺前駅前銀座商店街のイルミネーション点灯式が行われ、寺前保育所、幼稚園、小学校、神河中学校の皆さんがペインティングしたペットボトルが商店会のメンバーと兵庫県立大学生の手で飾りつけられまして、当日はカーミンも登場をし、午後6時から点灯、餅つきと振る舞いぜんざいや屋台などでにぎわいを見せました。8日には、月亭八方一門による第3回神河寄席も予定しています。まだ席に余裕がありますので、ぜひお得な前売り券でお買い求めい

ただければと思います。

本日は、第55回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜りまして議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。今定例会におきましては、専決処分2件、副町長選任など人事案件4件、平成26年4月からの消費税率8%への対応などの条例改正19件、平成25年度各会計補正予算6件の計31件を提案させていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

さて、開会に際しまして、このたびの神河町長就任に当たり、一言私の所信を述べさせていただきます。

このたびの町長選挙に当たり、無投票により11月27日をもって神河町政2期目の重責を担わせていただくこととなりました。4年前、多くの皆様の御支持をいただき、町長に就任させていただいて以降、「ほんまにひとつの神河町」を目指して全力で取り組んでまいりました。

まずは、前町政からの継続課題として、神河中学校、神崎小学校・幼稚園建設の学校統合施設整備、独自政策としましては、神河観光元年、観光客100万人招致、観光交流人口増加による地域内経済効果を高めるため、砥峰高原、峰山高原の自然環境を生かした映画、大河ドラマ、音楽プロモーションビデオなどのロケ地の取り組みから、兵庫県観光プロモーションの一員として、大胆に国内外に神河町の知名度アップのPR活動を展開、また、人口対策としての神河田舎暮らしなどの取り組みは確実に前進をし、兵庫県内外からも注目を集めています。それらは新聞、テレビでの取り扱い掲載が年間300件近くと県下でも群を抜いており、観光立町・神河町の発信が強力にできましたと言えます。私自身、動く広告塔として、全国に向けPRをしてまいりました。

公約でありました具体的政策課題、1つに財政の健全化、2つに学校統合、3つに公立神崎総合病院経営の健全化、医師確保、福祉対策、4つに雇用と農林・商工・観光一体の地域振興、5つに住民参加、安全・安心のまちづくり、これらについてもおおむね目標達成ができたのではないかと考えています。改めまして、役場職員の頑張りとお神河町議会を初め、町民の皆様や町外からの神河町を応援していただいている多くの方々の神河町のまちづくりに対する深い御理解と御協力があったることと心より感謝の意を表する次第であります。

2期目への課題としまして、これまでも申し上げてきておりますが、まずは、平成24年度に策定をいただいた神河町長期総合計画後期基本計画の着実な実施であります。その中で、何と言いましても神河町の最重要課題は、人口減少、少子高齢化にいかに対処するかであります。そのためには、人口減少対策としての若者定住と子育て環境づくり、交流人口増からの新産業の創出、地域内消費、雇用の拡大、そのキーワードとしての農林・商工・観光連携強化であり、並行して高齢者の暮らしや病院など、医療に対する安心のまちづくりについて、短期・中期・長期的視点でめり張りのある政策展開が求められていると考えております。

2期目に向けての山名宗悟の政策課題は、まずは、まちづくりのキャッチフレーズは、「住むならやっぱり神河町」、「みんなでつくろうひとつの神河・元気な神河」、「地域資源で活気ある神河町」であります。具体的政策課題は、一つに、安全・安心のまちづくりであります。人口減少社会は深刻でございます。失われつつある村、地域のきずなを深めることが大切でありますし、地球の亜熱帯化が進む中、いつどこで起こるかわからない自然災害への備えが大切となっております。そのためにも、地域の方々との日ごろの点検により、防災、社会基盤整備を進めていきたいと考えております。そして、みずからの命、一人一人の命を守るため、自助・共助・公助のまちづくりをさらに推進してまいりたいと考えております。

政策課題の2点目は、子育て・教育・雇用・人口対策であります。引き続き安心して子供を産み育てられる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますし、中学校3年生までの医療費自己負担ゼロを継続してまいります。また、学校給食の無料化に向けても取り組みを進め、研究していきたいと考えております。教育環境の充実を図るとともに、学校の跡地利用の具体化を図ってまいります。若者定住のための住宅施策を推進し、具体化します。頑張る組織への応援プログラムを立ち上げ、その応援をしっかりとってまいりたいと考えます。地域のよさを再発見すると同時に、地域とのきずなを深める取り組みを進めてまいります。そして、人が訪れたい町、住んでみたいと思う神河の魅力を生かしたまちづくりを進めていきたいと考えます。

政策課題の3つ目は、農林・商工・観光一体の地域振興であります。その一つとして、観光戦略の強化、交流人口増加による地域内経済の活性化であります。地産地消、そして地産他消のまちづくりを進め、引き続き産学官、そしてそこに金融機関も入った、それらが連携した6次産業化への展開を図ってまいります。自然や地域資源を生かした企業誘致も進めていかなければなりません。引き続き映画等のロケ地誘致活動、空き家利活用、田舎暮らし、木造インターンシップ等に継続して取り組んでまいります。

大きな2つ目としては、森林機能の強化であります。県民緑税を活用した防災林、混合林、野生動物育成林等の整備に取り組んでまいりたいと考えております。神河町の豊かな山林財産を有効活用をし、林業の再生振興、森林機能の強化を図るためにも、バイオマスタウン構想の具体化と実現に取り組んでまいります。

政策課題の4点目は、公立神崎総合病院を核とした健康福祉のまちづくりであります。公立神崎総合病院は、私たちの安心のよりどころであります。病院の耐震化対策及び将来機能の強化とともに、介護・看護・医療・福祉一体のまちづくりに向けた具体化を進めます。若者たちが生き生きと暮らせるまちづくり、訪問診療、介護など、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

政策課題の5点目ではありますが、財政の健全運営にあります。町長報酬の20%を初め、特別職報酬削減の継続に取り組んでまいります。平成24年度決算で実質公債費比率18%となり、25年度決算では、目標の18%未満は確実となっておりますが、合併

後10年後の平成28年度からの交付税の一本算定への削減が始まり、これまで以上の効率的な財政運営が求められてまいります。そのためにも、ときに厳しい選択もしていきながら、これらの課題に向けてバランスと選択と集中に配慮した政策展開を進めてまいります。

以上申し上げまして、私の2期目に向けての所信とさせていただきますが、繰り返し、町政推進に当たりましては、集落懇談会でいただいた御意見、住民は役場を選べないを肝に銘じ、また来たい役場を目指してこれまで以上に住民の皆様との信頼、きずなを深めてまいります。「人権尊重のまち」、「ハートがふれあう住民自治のまち」、そして、「住むならやっぱり神河町」と言えるまちづくりに向け、初心を忘れず、これまで以上に研さんを積み、全身全霊、力いっぱい取り組んでまいる決意であります。神河町のまちづくりに引き続きの御支援、御協力を心よりお願い申し上げます。私の所信とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### 午前9時16分開会

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、第55回神河町議会定例会を開会いたします。

開会前に、廣納良幸議員は、都合により欠席の連絡を受けております。

また、本日午後から建設課長、越知谷財産区議会全員協議会の開催のため欠席届が出ておりますので、御了承願います。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長から指名いたします。7番、赤松正道議員、8番、藤森正晴議員、以上2名を指名いたします。

---

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について、藤原副委員長から報告を受けます。

藤原日順議会運営副委員長、お願いします。

○議会運営委員会副委員長（藤原 日順君） 議会運営副委員長の藤原でございます。

本来であれば廣納良幸議会運営委員長が報告すべきところでもありますけども、都合により欠席されておりますので、副委員長であります私から、去る12月3日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から12月20日までの15日間と決しております。

町長から提出されます議案は、専決処分2件、人事案件4件、条例の一部改正19件、補正予算6件、計31件が提出されております。議会からの提出議案等は、議会において行う選挙2件であります。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりです。

本日第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、第108号議案及び第109号議案は承認、第110号議案から第113号議案については同意、第114号議案から第132号議案については採決をお願いすることとしております。第133号議案の一般会計補正予算は総務文教常任委員会に付託して審査をお願いし、第134号議案から第138号議案の特別会計、企業会計補正予算は第4日目の最終日採決としております。一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締め切りを11月26日の午後3時とし、本会議第2日目の16日と第3日目の17日に行います。20日の最終日は、委員会に付託しておりました議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

なお、議事の円滑な進行を行うための協議も行いました。執行部をお願いする事項として、議案の提案理由の説明に際して、条例の一部改正等については、1点目、上位法の改正に伴うものなのか、町独自のものなのか、2点目、条例改正のポイントとなる理由とその背景、3点目、町民の負担はどう変わるのか、以上3点を簡潔に説明していただくことを要望いたします。

また、議員各位をお願いする事項として、議案の審議に際しては、1点目、提出議案の本題から外れた質疑は厳に慎む、2点目、常任委員会に審査を付託する議案の質疑については当該委員会以外の議員の質疑を優先することとし、当該委員会所属の議員は付託された委員会で十分に質疑をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長をお願いしております。議員各位には、格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 議会運営副委員長の報告が終わりました。

それでは日程に戻ります。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間と決定しました。

---

## 日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付いたしておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付いたしております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員長、お願いいたします。

成田政敏議員。

○総務文教常任委員会委員長（成田 政敏君） 失礼いたします。総務文教常任委員長の成田でございます。

定例の総務文教常任委員会調査と臨時に総務文教常任委員会、学校の越知谷幼稚園の建設等につきます諸問題につきまして、9月27日と11月14日、2回臨時の総務文教常任委員会調査を行っております。2点について報告を申し上げます。

まず、1点目の越知谷幼稚園の調査並びに現状ということについて、簡単に報告申し上げたいと思います。結論につきましては、9月27日と11月14日、入札の不調ということについての相談を受けたわけでございますが、最終的に入札は不調に終わっております。次回の総務文教常任委員会の後に、詳細についてはまた報告を受けることになっておりますが、どういうことかということを中心に簡単に説明を、報告をしておきたいと思いますが、要は、9月以降に入札がずれ込みまして、この時期が国の消費税の5%から8%、さらに10%、この改定の法律が今非常に議論なされておまして、これほぼ確定しております。その時期とこの入札の時期というものが同時期になってしまいましたので、要は、原因は材料費等建設資材の値上がり、要は駆け込み需要というんですか、建設材料費等の値上がり、もう1点は、駆け込み需要ということでございますので、労働者、要は作業者の確保が非常に困難であると、こういう点、その2点において建設コストが上がるということと、もう一つは、平成26年3月までに越知谷幼稚園完成予定で進めておったわけですが、工期が確保できないと、こういう課題がございまして、入札が不調に終わっておるといのが実態でございます。細かい点につきましては、詳細説明はまだ受けておりませんので、次回の委員会で受けまして、さらに御報告を申し上げたいと思います。要は、不調に終わっているということについて御報告を申し上げておきます。

次に、平成25年11月18日、19日、2日間にわたりまして定例の事務調査を実施させていただきました。その件につきまして御報告を申し上げておきます。

事務事業の執行状況及び予算の執行状況について調査したわけでございますが、委員会としては、当初、計画どおりに進行しているということについては報告は受けておりますが、議論はいたしておりませんので、報告は省かせていただきます。お手元に資料が配付されておるとい思いますので、御参照いただきたいと思います。

なお、問題点あるいは課題について意見交換あるいは議論をしておりますので、主要なことについてのみ報告を申し上げたいと思います。

まず、情報センターの所管でございますが、ケーブルテレビ管理運営経費を最小にするための業務改善というのを現在実行していただいておりますが、これを、今、番組の編成、収録、そういうものの管理運営を一部委託しております。さらに全面を委託する方向について検討中ということで、現在、姫路ケーブルテレビとケイ・オプティコムとの2社と交渉中ございまして、見積もり依頼中ということでございます。姫路ケーブルテレビはもう既に出ているそうなのですが、ケイ・オプティコムの見積もりがまだ出ておらんということで、12月末に提出をしていただくようにワークをしておるということでございます。したがって、この件は次回調査で具体的な提案というんですか、状況を報告できると、こういうことでございます。

次に、設備の更新面で、現在の番組ソフトの自動送出装置、これが設備が古くなっておりまして、いつトラブルが発生するかわからない状況ということなので、コストの削減、さらに品質の向上を狙って新しい装置の更新を検討しております。機器メーカー3社にプレゼンテーションとデモンストレーションに参加していただいて、メディアエッジ株式会社が一番点数が評価の結果よかったので、機種を選定はメディアエッジに決定をしたという報告を受けました。12月中にさらに代理店の入札を行うということでございます。設備機械の価格はおおむね1,000万円、5年のリースで契約できるのであれば考えておると、こういう報告がございました。これは、今から具体的にされるということでございます。

次に、伝送路についても全町光ファイバー化に向けた検討をしておりますということでございます。12月中にこれも費用の概算が出てくるので、次回報告をして議論を願いたいと、こういうことでございます。

以上の報告に対しまして、委員会としては、以前からこれも申しておるわけですが、将来の根本的な情報通信システムについて、番組の編成、あるいは自主番組のあり方、告知放送のあり方、運営管理方法のあり方、あるいは新しい双方向システム等の検討、あるべき姿を研究して示すように再度要望をしております。ただ現状の延長線上ということになしに、この際、将来の情報通信のあるべき姿を模索していこう、議論していこうと、こういうことでございます。

次に、会計課の所管でございます。会計課については、業者への工事代金支払いが遅いという問題が上がってまいりました。現実に業者からの苦情も聞いておるということで議論を深めたんですが、会計管理者は、工事業者が工事完了届、それから請求後40日以内に支払いのルールがあり、そのとおり実行していると、こういう実態であります。また、正規の請求書関連書類が上がっておれば、支払いの時期も調整は可能との報告がありました。これは、業者さんの経営状況との兼ね合いでの相談に応じると、こういうことございまして、そんな回答も出ております。

業者が苦情を言う原因に、工事発注部門が機の引き出しに請求書を放置するケースがあるのではないかと、こういう指摘も出ました。これでは業者さんとの信頼関係ができないので、要は、結論として、会計課の管理の改善をするよう要望いたしました。どうということかといいますと、業者が請求書を発行をし、担当部局へ到着という、これが第一のステップです。その後、会計管理者まで上がる日数のデータをとって実態を把握するようにという、まずデータをとってくださいと、こういう指摘をしました。そして、次回の調査で結果の報告をするよう求めました。つまり、請求が上がってきてから、要は担当部門で持ち過ぎるからその辺の問題が発生するんじゃないかと、こういう推察でございますので、そういう指摘をしたわけでございます。

次に、税務課の所管です。初めに、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し説明がありました。趣旨は、仮徴収と本徴収というものがあるわけですが、その差ができるだけ少なくなるように、要は平均化した納税ができるようにと、こういう趣旨でございました。

次に、納税者への口座振替依頼を強化しておりますということでございます。結果としまして、平成25年度10月末までに609件の新規申し込み加入がありました。全課税件数の40.9%の口座振替の加入率と、こういうことでございます。目標は高くありまして、60%の目標で挑戦をされておると、こういう実態でございます。

次に、収納率向上のための無申告者の対策について報告がございました。住民税について127名中46名の申告、それから、国保税につきましては75名中20名の申告、合計32.7%の申告の改善があったと、こういうことでございます。成果は上がりつつあるということなんです、今後はさらに収入ゼロの人もゼロとして報告願いたい旨しっかりと依頼すること、そういうことで全員の実態がつかめると、こういうことございまして、加入の改善につながってくると、こういうことございました。

次に、歴代からの税務課の職員の頑張りで、この徴収対策が功を奏しまして、税金の徴収率では3年連続兵庫県ナンバーワンの成績をおさめたという報告がございました。よく頑張っていたいただいたということで、これにつきましては感謝を述べたわけでございます。

次に、空き家となった家の固定資産税について、更地にした場合高くなるとの見解があるが、どうかを尋ねたところ、住宅の建っている宅地は住宅用地としての土地割引がありますと、更地になると軽減の適用がないので高くなることとありますと、こういう見解でございました。

次に、25年度徴収未納額の月別推移グラフの提示を受けました。わかりやすいグラフで説明との配慮ですが、さらに、グラフについてわかりやすいグラフ化をお願いいたしました。

次に、総務課の所管でございます。初めに、平成26年4月からの消費税のアップ、これの検討状況について報告を受けました。詳細は省きますが、今回、条例の一部改正

提案がありますので、十分な審議を尽くしていただきたいと思っております。

次に、学校廃校跡の活用策について、南小田小学校跡は、小規模多機能型居宅介護施設、介護付き賃貸住宅として活用することがもう決定しております。ほかの地区の対策検討も十分やっただいているのでありましようが、地域の活性化には大変重要な要素でありますので、さらに行政の主体的で積極的な対策推進を要望いたしました。

この学校跡地の活用対策につきましては、大山小学校、上小田小学校、川上小学校、粟賀小学校とありまして、それぞれの地域について究極の地方分権の考え方としては、このような環境に置かれている末端の地域を活性化するということであろうという議論をしたわけでございます。行政とその職員が知恵を出して前向きに取り組み、アイデアを出していただきたいと、各地域も行政の提案を待っていると、このような議論を1時間ばかりやりました。地域もいろいろと考えておるんでしょうが、なかなかアイデアが出てこない、そういう実態がありますので、専門職あるいはプロとしての行政がもっと頑張っただきたいと、こういうことでございます。廃校跡のスクラップ工事に国が予算をつけるという情報もありまして、潰すだけでは能がないので、新しい活用策を含めて検討を活発化させるように強く要望いたしました。

次に、ふるさと納税について、寄附をする人が使い道を指定して寄附をした場合、行政はどう対応するのかという質問をいたしました。ふるさと納税、寄附される人の意向というものを最大限に生かした使い方をしますということでございますので、ふるさと納税をされる方は、こういう使途で使っただきたい、そういうことを書いていただく、あるいは言うていただくということでそういう方向を出していきますという回答でございます。

次に、管理職登用試験が実施されまして、対象者のほぼ全員が受けたとの報告を受けました。有能な管理職が育つようにトータル的な総合的な人事制度の考え方も研究し、制度を充実させるよう要望いたしました。

次に、人口減少問題に関連して、新婚世代向け、あるいは子育て世代向けの住宅政策というものを具体化しようということで今やっただいておりますが、家賃4万円程度の子育て世代向け賃貸町営住宅の建設問題を議論したわけでございます。早くやらないと、他町がやっちゃって後煎じになりますと、人口がそちらに先に流れてしまいますよという指摘をいたしました。既に他市町も企画を進めているところがありますという実態もでございます。そういう指摘もいたしました。家族構成の入居条件については、神河町に永住する意思を固める年代を考慮すること。ちょっとわかりにくい表現ですが、要は、新婚世代、子育て世代から子供さんが高校、大学と行きますけども、いつの段階で要は入居をストップするかと、要は新婚世代向けでございますので、その辺の議論をしたわけでございます。その辺の、要は永住する意思が固まった段階の年齢をしっかりと推定しなさいよと、こういう話し合いをしたわけでございます。さらに、住宅マスタープランとの整合性を図ることなど指摘いたしました。とにかく早くやるのが肝心であ

るということでございます。

次に、教育委員会の教育課の所管ということでございますが、小学校2校の統合が完了し、新しい学校に通っている状況で、何か問題が残っておれば状況について聞きたいということで質問したわけでございます。

まず、南小田小学校関係について、通学のためのバス停設置に伴う土地の整備、あるいは土地の法的手続等残っているものがございます。このことにつきましては、今年度中に解決しますという回答でございます。大山小学校分では、杉の歩道工事等が進行中でありまして、それが完成すればバス停の引き込み工事等も同時進行しているので、その活用というものを相談をしておるということでございます。粟賀の前中学校前の地下道については、明るくするため照明の交換をしていただきましたと、さらに壁面のタイル張り工事ということも予算申請をしておりますと、こういうことございました。

次に、学校の経営面、ソフト面ではどうですかという疑問をいたしました。全体として、多くの友達とめぐり会えて多様な考え方ができるということで評価をいただいているというふうに考えております。一部、環境が変わったことで落ちつきがない状況がありました。3カ月を過ぎてきまして落ちついてきておるという実態がありますということでございます。遠距離通学ということで、下校のバス時間が決まってしまうという状況があります。したがって、放課後の児童への諸問題につきましてもフォローアップがやれないという課題が上がってきておりますということでございます。バスの時間を変更してもらえばどうかという話をしたんですが、一挙にはいかないと、こういうことございまして、この辺は非常に大きな課題なのかなと、こういうふうに感じております。現状でバス時間変更が難しいということです。新しい学校では従来と掃除方法が変わってしまったので、そのやり方のしつけを徹底しているという状況でありますという報告でございます。

次に、不登校がふえたということはありません。新しい環境になじめないのかなと思われる子が中学で1人、小学校で1人いますが、担当の先生方で対応中でございまして、これは一つの成長過程かなと捉えておりますというのが教育長の報告でございました。議会としましては、決算特別委員会総括で要望しましたように、神河町の子供は、学力、体力、道徳力の三位一体の力を常に高める教育を実行していただきたい、この旨をお願いしているわけでございます。問題を抱える子供たち、あるいは不登校とかいじめとか、あるいは情緒不安定、こういう問題ですね、この問題解決は長期的な視点で取り組まねばならない課題であると常にお願いをしております。

神河の教育という基本方針が出ておりますが、この基本計画が計画どおり進んでいるのか、我々にはよく見えないなど、こういう指摘もさせていただきました。問題を抱える子供の背景、原因は何なのかと、この辺の掘り下げもよく見えてこないなど、こういう指摘もさせていただきました。子供を取り囲む社会環境が非常に複雑になっております。これらとの兼ね合いでやるべきことはないのかということもただしております。自

分の主張をしない子供が多い、リーダーシップをとる子が少ないなど、順調な学校運営の中にも問題、課題は多いと指摘をしております。これらの問題を神河独自の教育方針を樹立して実践することで解決していただきたいなど、このように、これも常に申し上げております。教育の町・神河と言われるように頑張っていたきたいと、こういうふうに要望をしております。

教育長、教育委員長の任期がこの12月で切れますが、更新の時期に来ておりますので、これらの視点について教育長の認識をただしたわけでございます。教育長は、学校の方針として、学び合い、支え合い、育み合いという三位一体の方針で取り組んでおります。統合中学校では、けんかとかいじめ問題を心配しておりましたが、そういうけんかとかいじめとかいうことは発生しておりません。学校の管理・指導体制の中で先生たちがよく頑張ってくれていることに感謝をしておると、こういう報告でございました。道徳的な指導もしっかりやっていただいております、素直ですくすく育っているという実感がありますと、こういう報告でございます。反面、個性的、たくましさ、忍耐力など課題は感じておまして、将来高校あるいは社会に巣立ったときの適応性が心配と感じております。したがって、鍛えねばならないところはしっかりと鍛えてほしいということで現場には要望をしておるということでございます。

さらに、スケールの大きい子供、あるいは自分の信念を持つ子供に育てたいと思っております。そのために、大まかな捉え方ではありますが、幼稚園のときにはしっかり遊ばせる、集団遊びをさせる、小学校ではいろいろと農業体験、社会体験をさせる体験重視の取り組みということをやっている、中学校では部活動でしっかり鍛えるような方向でやっておりますという、教育長の回答というよりも、教育長の今後の思いというものが出てまいりました。

これに対しまして、議会からも指摘したんです。現在の子供は、大津のいじめの問題があったように、昔とは質が違ってきておる。いじめの質が変わってきている、変質しておると、こういう表現ですが、変わってきておると、こういうことでございます。今は徹底していじめる、残虐的である。昔はそうではなかった。今は昔と本質的な部分で変わってきていると認識すべきであろうと、こういう指摘をしたわけでございます。親御さんたちも、いつうちの子供がと、実はそんなことを心配している状況もあることを認識すべきである。よい面だけを見過ぎないように気をつけるべきであると指摘もさせていただいたということでございます。

鋭い視点が出ました。今は昔と違い、子供を取り巻く環境が大きく変わっていることの認識をする必要があると共通の委員会の認識がございまして。食の問題、食べる物の変化、遊び方の変化、家の中でゲームで、あるいはスマートフォンで、インターネットで、こういうことが常時できる状況、環境にあるということです。

昔から三つ子の魂百までもという言葉がありますが、幼少期の教育環境が非常に大切であると。そこで神河の独自の教育の具体化について提案もさせていただきました。3

歳児、あるいは6歳児、10歳児、あるいは15歳児、この節目節目での子供の能力、特に体力、道徳力、これの到達レベルというものを議論して設定しませんかと。そして、それに向かって具体的な指導、育成をやるように、育成の仕組みをつくることを提案をしたいということをしたわけでございます。また、これらの実施で成果が評価できるような仕組みもつくるようにすればどうかと、こういうふうに要望いたしました。これは、学校の箱の中でやってることが一般の社会には見えない、見えてこない、大丈夫なのかと、そういうことが一般の社会でもチェックができるような、あるいは理解ができるような状況にしていくべきだろうというふうなことの指摘でございます。

次に、教育委員会の機能、それから教育委員会の問題把握、問題解決とのかかわりなども質問をいたしました。教育委員会の活動の発信が少ないために、よく見えないということでございます。したがって、神河町の広報ということとは別に、神河の教育、その広報的なものを発行すればどうかという提案をいたしました。教育は町にとっての最重要な政策であるとの思いも述べたわけでございます。

次に、長期基本計画の後期6年の取り組み、現在、各担当部門、各課でやっておりますが、教育委員会もこの実施計画の中に神河の教育が見える形で入れていただくよう取り組みを要望いたしております。教育問題は別問題じゃないということでございます。同じレベルで実施計画という中に盛り込んでいただきたいと、このように要望をいたしました。

以上、他方面から、また現状課題を掘り下げて質問あるいは提言をいたしました。教育長からは、非常に多くの課題を投げかけましたので、即答というわけにはまいりませんでした。明快な回答はなかったですが、教育長としての発信力の強化をもう少し考えてみたいとの回答がございました。さらに、最後に、教育問題は大きな課題でありますので、今後、総務文教常任委員会と教育委員会の交流会を持って、さらに具体的な意見交換をしようと提言し、委員会での同意を得ております。

教育課の関係は、以上でございます。

給食センター所管並びに公民館の所管、特に問題となることはございませんので、報告は以上でございます。

○議長（安部 重助君） 総務文教常任委員長の委員長報告が終わりました。

ここで暫時休憩を行います。再開は10時10分といたします。

午前 9時55分休憩

---

午前10時10分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き会議を再開いたします。

次に、民生産業常任委員長、お願いいたします。

藤森正晴委員長。

○民生産業常任委員会委員長（藤森 正晴君） 8番、藤森です。民生産業常任委員会の

閉会中の報告をいたします。

まず最初に、平成25年11月7日、8日、2日間にわたりまして事務調査をいたしました。内容につきましては、平成25年10月に資料作成時点の調査をいたしました。それぞれ手元に資料が行っておりますので、詳細については割愛させていただきまして、主に質疑応答的なものの報告といたします。

まず最初に、公立神崎総合病院所管でございます。平成25年9月末における外来患者数は6万1,727人で、前年度対比4,618人ふえております。入院患者数は2万1,799人で、前年度対比1,694人ふえております。

次に、休日夜間診療でございます。患者数は1,489人で、前年度比較126人の増加でございます。

次に、訪問看護事業でございます。利用者数886人で、前年度比較17人の減でございます。訪問回数は4,572回で、前年度比較6回の増でございます。

予算執行状況でございます。事業収益におきましては19億6,852万円で、前年度対比8,838万円の増額となっております。事業費総額18億3,349万円で、前年度対比4,984万円の増額でございます。純利益におきましては1億3,502万円で、前年度対比3,854万円の増額となっております。

次に、病院を北播磨、中播磨の中核病院として位置づけて、市川町、福崎町に支援をいただきまして法人化するとか、また、国、県への要望書や陳情書の提出時に記名をしてもらうような取り組みはできないのかという問いに対しまして、これからの高齢化社会に向けていろんな取り組みが必要であり、地域として広域的に考えていくべきである。具体的な動きはありませんが、話としてはしているという状況でございます。

次に、看護師等の採用について、正規職員になるまでに臨時期間があるのはなぜですかという質問に対しまして、正式な規定はありませんが、医療機関ですので、しっかりとやれるのか見きわめる期間として6カ月間の研修を行っているとのことでございます。

次に、駐車場の料金の徴収について、その後どのように検討されたという質問がありました。いろいろと協議をしましたが、敷地内一体の駐車場ならいいんですが、幅広ありますので、徴収になると経費も多くかかるため、徴収しないとの現在の見解でございます。

次に、産婦人科医師の岩崎先生においては、今までに30年以上、昼夜を問わず頑張っていたいております。何とか敬意をあらわすことができないかと地域医療を守る会からの要望がありました。そこで委員会で検討をしまして、その結果、同感の思いと一致いたしまして、議会として、議会から町長に申し入れることといたしました。

次に、健康福祉課所管でございます。特別障害者手当等の支給状況は、平成25年10月で特別障害者手当33名、障害児福祉手当9名となっております。

次に、特別支援学校の卒業後の勤める施設が少ないため、ふやそうという動きはないのかということに対しまして、公共直営はなかなか難しく、民間か法人にお願いしなけ

ればならないとのことですが、現在、進展していないとの現状でございます。

次に、郵便物が個々に来るが、同一世帯なら家族分同封すれば通信費が抑えられるのではないかという質問がありました。それに対しまして、中身によっては個人情報に関連や、一緒に住んでいても住民票の世帯が別々であったりしますので難しいということですが、一度それぞれ各課ともに検討していきたいとのことでございます。

次に、地域局所管でございます。日曜窓口業務がいろいろと検討を進めているわけなんですけど、全然進展がないので、本年度中には方向性を出すように要望をしております。

次に、住民生活課所管でございます。縁結び事業の会員登録者は、10月末で男性19人、女性4名の計23人が登録しております。

次に、町内重要水防区域、要警戒箇所は274カ所で、そのうち人家に影響を及ぼすおそれのある箇所は158カ所です。また、道路の側溝等にごみや落ち葉が詰まることにより水があふれ出す現象も見受けられますので、日ごろからの管理も欠かせないとの要素であります。

次に、町営住宅家賃は一律なのかという質問に対しまして、福本団地は特定公共賃貸住宅であり高いですが、柏尾団地、比延団地については所得に応じて毎年料金が違っておりますとのことでございます。

次に、関西広域連合から、もし福井原発で事故災害があれば、小浜市の500名の受け入れの指示があり、指定緊急避難所の届けをしておりますという報告を受けております。

次に、ニガ竹産業廃棄処分場が9月の集中豪雨によりまして搬入道路に影響が出たため復旧工事をする事になり、予算の補正について専決処分をしたと報告を受けております。

次に、建設課所管でございます。道路、河川の除草等について地域にお願いしているが、高齢化が進む中、困難な状況であり、何らかの対策を検討する必要があるのではないかという質問をいたしました。それにつきまして、集落懇談会でも多くの意見を聞いている。お金をつけるのか労力をつけるのか、いろんな課題がある中で検討をしていきたいとの答弁でございます。

次に、町道水走り中河原線は平成27年度完成予定ですが、本年度中に用地買収を進めて、早くの完成を促しました。それにつきまして、平成26年度の補助申請は済んでいるので、早く進められないとのことでございます。

次に、9月2日から4日における集中豪雨の災害復旧工事に受益者負担が多くあるが、軽減できるようにならないのかという質問をいたしました。激甚災害の指定にならないため、いかにして補助金を確保し、負担が少なくなるように努力するように努めていくとのことでございます。

次に、地籍課所管でございます。事業執行は順調どおりに進んでおります。質問といたしまして、里道等に民地とか水路に変えられているようなとき、どのような指導をし

ているのかに対しまして、現場で確認をして説明をし、町に寄附してもらうかの形で処理をさせていただいて、地籍調査の登記が終わってから整理して申請をお願いしているとのことでございます。

次に、上下水道課所管でございます。特別管理料は、収入減を理由に継続課題であったが、決算で財政健全化目標達成のめどが立ったので、平成26年度から廃止することになりましたとの報告を受けました。ちなみに、これにつきまして、上下水道合わせまして470万円余りの減収となります。

次に、漏水の状況は、平成25年10月現在で107件で、前年度比較で21件改善されております。この漏水の原因は、老朽化によるものが多いのかというような質問に対しまして、特に夏場の暑さ、平均気温の高いときはふえております。また、下水道工事のときに官民境界から1メートル以内に公共ますを設置すると同時に、そこまで上下水道の給水管を取りかえています。それから中についての敷設がえができておりませんので、かなりの漏水がそこで発生しているのではないかと思いますということでございます。

また、これにつきましていろいろの更新計画とか、また調査結果等は、事前に議会のほうに報告もするように申し入れております。

次に、地域振興課所管でございます。地域振興係でございます。人口対策、少子化対策として、新婚世帯、子育ての世帯向けの賃貸住宅整備は協議を進める中、社会資本整備総合交付金、これ国庫の補助金でございますが、地域優良賃貸住宅事業を活用するのがよいとの結論に達し、早々に交付申請をして、平成26年度末までには完成できるように進める予定であるという報告を受け、この事業につきまして、家賃補助が小学校終了時となっているが、中学校または高校までにすべきではないかというような話が出ました。十分検討していただいて、方向性が出れば、これも事前に結論が出る前に議会のほうに報告するように申し入れております。

次に、しんこうタウン自治会が平成26年4月からスタートするようになり、直近の課題として公民館の建築があります。町の住宅施策で進めている分譲地開発であり、地元負担なしでやるのか、補助金交付要綱に基づいて3割負担を原則とするのか協議をいたしました結果、3割負担は持つべきではないかという結論になったと報告を受けました。これにつきまして、他の集落とのバランスも大事ですけれど、町が造成した販売宅地であるので、配慮して進めるべきではないかと申し入れております。

次に、農林業係でございます。カドミ米について、新聞報道以来、基準値をオーバーしていないのなら安全宣言を出すべきじゃないかという質問が出ました。そこで、神河町だけでなしに、県を巻き込んだ問題になっており、県と十分協議をし、理解をもらえるような数値となる安全性の積み重ねと実績づくりをしなければ難しい現状であるという答弁をいただいております。

次に、森林経営計画の間伐事業で、木材価格の低迷等で採算が合わない状況なので、

町からの補助金は出せないかの質問に対しまして、中はりま森林組合となると、神河町だけでないので問題もあるが、町の事業として取り組まれる場合は補助金も出せるということでございます。

次に、商工観光係でございます。ハイシーズンの大河内高原バスの利用状況は、7月から9月は悪天候もあり、余り利用がありませんでした。10月からは毎日運行し、多い日で約30人前後、日に四、五人ぐらいの割合の利用率で悪いように感じていますが、利用客の皆さんからは、毎日運行していただいているので安心感もあるとの喜びの声を聞いているとのことでございます。

次に、砥峰高原で駐車料金500円でございますが、徴収されるようになったが、問題点があり、不満の声を聞いているがどうかという質問をいたしました。駐車料というより自然環境保護料であり、川上区が対応されております。町内は無料にできないか等の声もあり、現在検討されているとのことでございます。

それにあわせて、ススキの衰退が年々ひどくなっているが、何らかの対策をとるべきであるのではないかという質問に対しまして、焼く場所を設定し、12月と3月、2回に分けて段階的に焼くか、また、1年ごとに半分ずつ焼くかの検討をしていきたいとのことでございます。

以上が、この2日間にわたる調査の報告でございます。

次に、平成25年9月9日と10月3日に集中豪雨による災害現場への現地調査の視察に行っております。そこで現場を見、また復旧等の説明を受けました。委員会としては、一日も早い復旧と、できるだけ地元負担のかからないように進めるように申し入れております。

以上でございます。これで民生産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 御苦労さんでした。民生産業常任委員会の報告が終わりました。

次に、行財政調査特別委員長、お願いします。

宮永肇委員長。

○行財政調査特別委員長（宮永 肇君） 行財政調査特別委員会の宮永です。特別委員会の報告を申し上げます。

まず、開催日は、平成25年11月11日ということで開催いたしまして、当日の課題と協議事項等について御報告をいたします。

本年度は、たびたび話として出ておりますが、神河町の長期総合計画の後半6年間への見直しが策定されて、新たな指標のもとに気持ちを一新して、住民の方々との協働によるまちづくりの新しい展開が始められる年でありましたが、現況においては、その実施計画の作成についてはまだまだ評価するまでには至っていない状況であります。この委員会における進展の期待をしていたところでございますが、8月の段階で、次の11月には御報告ができると思いますというふうなところで期待をしておりましたが、結果としては、今回の特別委員会においても、刮目に値するところはまだ見られていないと

いうところでございます。あくまで私どもの委員会においては、各課より提出される実施計画というものの調査が大きな課題として、第1番の課題として上げられておりますので、これの期待をしておるわけでございますが、どういうことですか、総務課長のほうからお聞きするのは、現在ヒアリング中でありませうか協議中でありませうかということで、なかなか案として策定できないというところで問題があるんだらうというふうなことでございますが、ここら辺のところになりますと、長期総合計画そのものへの取り組みに対する意欲、もしくは理解度というものがかかなり低いところにあるのではないかなというところでございます。しっかりとした現場の意識、実態状況の把握が必要であると痛切に感じておるところでございます。

本日、この場において実施計画に対する評価なり議論なりの内容を御報告できるものということで考えておりましたが、なかなかそこまで進んでいないというところが非常に残念でございます。25年度についても、もう12月でございますので、今度の3月に向けてどこまで実施計画が策定されるのかというのがいささかちょっと不安になっておるところでございます。

とりあえず、このような状況のもとで、改革項目の進捗状況、その他、成果について確認、調査をいたしました。総務課から資料が提出されましたのでお手元に配付をしておりますが、順次それについての御報告をいたします。

まず、平成25年度神河町行財政改革最重点項目の取り組みということで資料が出されておまして、町の行革推進委員会の委員の方の意見として30項目が出されております。これについて、一つ一つの御説明はまた別にいたしますけれども、なかなかその進捗度合いというものはかばかしくないというところへ追いかけて、こういうものが次々と出されてくるというところについて、本来改革というものについてどのように取り組むかという基本的な姿勢が問われておるところでございますので、御関係の各課課長もしくは管理職の方々の自覚というものを今さら改めてお願いするわけではございませんが、しっかりやっていただきたいというところでございます。平成25年度の最重点取り組み項目としては、30項目が上げられております。

それと、次に、未達成項目の今後の取り組みと各課の考え方についてということでお尋ねをしておりましたが、これについても引き続き平成25年度の取り組み最重点項目というものをそのまま引き継いでいくというようなところでございます。

それと、3番目には、長期総合計画の指標に基づいた各課における実施計画の作成状況について、これが本来の最大の目的でございますが、これについては、事前に長期総合計画の達成を目指すという視野に立った考え方で、かつ直近の課題解決をも含む実施計画が望ましいということで、各課において協働、連帯での取り組みを期待しているというふうなところでお願いをしておりましたが、御提出のあった資料としては、資料2が長期総合計画の実施計画ということで実施事業の一覧表というものがつくられておまして、17ページに及ぶ膨大なものでございますが、全項で663項目にも及ぶもの

でございますが、これについていまだ策定されていないというところでございます、目下産みの苦しみと申しますか、それについての実施計画のサンプルということで総務課長より御提示がありまして、そもそも長期総合計画にうたう目標値というものについてどう取り組むかというのが非常に大きな課題になっておると。

まず、平成19年度の実態、平成24年度の実態、それが平成30年の目標についてどう取り組んで、どういう成果を出すのかというふうなところが非常に大きな問題になっておるといふところでございます、それぞれ各課に特有の事情とか問題とかあると思うんでございますが、一日も早くこれの策定をお願いしたいというところでございますが、まず、そのためにはそれぞれの項目について工程管理表が必要でございますので、そののわかりやすいものをつくってもらうということが大事でございます、これによって年次ごとの経過を見るということで改革の進捗状況がわかりやすくなるというふうなことでございますので、これまで取り組んでこられた以上よりも今難しい段階に入っておりますので大変な御苦勞があらうかと思うんでございますが、この25年度中というのが一つの節目の年でございますので、何とかこの3月までにある程度の形というものをまとめなければもうどうにもならんというところでございますので、ひとつ真剣をお願いしたいというところを重ねてお願いする次第でございます。

それと、4番目には、過去22年、23年、24年ということで事業仕分けをしてまいりましたが、これにおける課題の今後の取り組み状況について、一応けじめをつけたというふうなところをお願いをしておりましたが、これは、太田参事のほうからこれまでの取りまとめということで御報告をいただきました。事業仕分けの一覧表ということで出されておりますが、振り返って見てみますと、平成22年度には16件、平成23年度には15件、追加で6件、それから平成24年度で1件ということで、合計38件ございましたが、これについて、もう既に実施済みということになりましたものが15件ございます。それと、行財政改革の項目と重複するものが16件ございました。いまだ確定と申しますか、復活したり、また取り組まれたりというふうなところが約7件ございまして、しっかりとした結論を出していきたいというところでございます。

以上、4項目について、取り組みの進捗状況と意欲について現状の見解をただしたのでありますが、各課における見直し初年度にふさわしい活性意欲は十分にまだ見えないという状況でございましたから、次回の調査委員会は臨時での開催も想定するというところで、多分1月に一度開いて進捗状況を確認して、さらに、まだはかばかしくない場合は、2回、3回と委員会を開いてでも一つの結論に至りたいというふうな考えであります。この場をかりて関係各課の一層の努力をお願いするというふうなところで報告を終わりたいのでございますが、なかなかこれまでの取り組みの成果というものにさらに上乘せをしてということで非常に難しいところでございますが、後期6年間ということで、時世に合った目標というものを住民の方々とともにこれを定めていったわけでございますから、何とかこれをクリアしたいというふうなところで、議会も行政と一緒に

協力してやっていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。  
以上で終わります。

○議長（安部 重助君） 御苦労さんでした。行財政調査特別委員長の報告が終わりました。

ここで、私のほうより報告させていただきます。9月定例会以降、閉会中の重立った事項について報告いたします。

9月30日、神崎郡交通事故物故者追悼式が香寺町にあります慰霊塔前で開催され、私が出席しております。

10月1日、兵庫県町議会議長会臨時総会が上郡町において開催され、私が出席しております。議題は会長、副会長の補欠選任であり、会長には播磨町議会の宮尾議長を、副会長には猪名川町議会の西谷議長を選任しております。終了後、引き続き県町議会議長会主催の議員研究会が開催され、全議員が参加し、「今後の町村議会のあり方と自治制度」と題して、中央大学の今村名誉教授から講演を受けております。

10月2日、中播北部行政事務組合議会定例会、第1日目が開催され、山下副議長、藤森民生産業常任委員長と私が出席しております。付議事件は、平成25年度事務組合会計補正予算（第1号）と、平成24年度事務組合会計歳入歳出決算の認定についてであります。補正予算については、原案どおり可決しました。

10月8日、かみかわ夏まつり運営委員会が開催され、私が出席しております。

10月8日から9日、全国監査委員協議会研修会が東京で開催され、井上代表監査委員と立石監査委員が出席されております。

10月10日、中播衛生施設事務組合議会定例会、第2日目が開催され、藤森民生産業常任委員長と私が出席しております。8月26日に提出された、平成24年度事務組合会計歳入歳出決算を認定しております。

10月15日、神崎郡議長会において、今後の事業計画の詳細について協議しております。

10月16日、中播農業共済事務組合議会定例会が開催され、小林議員と私が出席しております。付議事件は、平成25年度事務組合会計補正予算、平成24年度事務組合会計歳入歳出決算の認定等についてであります。

同じく10月16日、中播北部行政事務組合議会定例会、第2日目が開催され、山下副議長、藤森民生産業常任委員長と私が出席しております。一般質問の後、10月2日に提出された平成24年度事務組合会計歳入歳出決算について認定しております。

なお、各事務組合の議案等につきましては、議員控室に閲覧できるようにしておりますので、必要の都度ごらんください。

10月18日、元神崎町議会副議長、故藤田正好様の叙勲を、山名町長と私が訪問し、御家族に伝達しております。

同じく10月18日、市町正副議長研修会が神戸で開催され、山下副議長と私が出席

しております。「日本経済のゆくえ 世の中のながれ」と題して、慶応義塾大学の岸博幸教授から講演を受けております。

10月19日、地域安全神崎郡民大会が福崎町で開催され、私が出席しております。

10月28日、香美町議会並びに町民団体介護保険を考える会が、空き校舎を利用した介護保険事業の取り組みについて行政視察に来町されています。議会からは私が、行政からは山名町長、前田総務課長、佐古健康福祉課長ほか担当職員に対応いただきました。

10月29日と30日、町職員と合同で開催された人権研修に、全議員が出席しております。

10月30日と31日、神河町議会として初めての議会報告会を神崎公民館と大河内保健福祉センターにおいて開催いたしました。町管理職員の皆様も多数御参加いただきありがとうございました。今後も内容の改善を行い、町民の皆様と直接意見交換ができる場として継続して開催いたします。

11月1日、西播磨市町議長会第2回総会と現地視察が三木市で開催され、私が出席しております。兵庫県広域防災センターと併設するEーディフェンスを視察見学しております。

同じく11月1日、兵庫県町監査委員協議会主催の研修会が神戸で開催され、井上代表監査委員と立石監査委員が出席されております。

11月2日、生野高等学校創立百周年記念式典が開催され、私が出席しております。

11月3日、第2回神河町フライフィッシングフェスタが開催され、藤森民生産業常任委員長に出席していただいております。

11月5日、神崎郡議長会主催の神崎郡町議会議員研究会を神河町大河内保健福祉センターにおいて開催し、全議員が出席しております。「地方制度改革とこれからの議会改革」と題して、同志社大学の新川教授から講演を受けております。

11月7日、神河町人権・同和教育実践発表会が寺前小学校において開催され、私と各議員が出席しております。

11月10日、神河町観光協会主催の神河応援隊結団式がグリーンエコー笠形において開催され、山下副議長に出席していただいております。

11月12日、県町議会議長会主催の県選出衆参国会議員要望会が東京で開催され、私が出席しております。神河町議会として、神崎総合病院に係る地域医療体制の整備について要望しました。

翌日の11月13日には、第57回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催され、私が出席しております。真の分権型社会の実現を目指した決議と国に対する要望内容を決定しました。

11月20日、兵庫県連合自治会大会が姫路で開催され、私が出席しております。

11月21日、兵庫県主催の第1回地方行政課題研究会が神戸で開催され、山下副議

長と私が出席しております。

11月30日、神河町人権・青少年健全育成合同大会が開催され、私と各議員が出席しております。

昨日12月5日、神崎郡議長会において、兵庫県第3次行革プラン（案）により示された中播磨県民局の西播磨県民局への統合について、神崎郡議長会として県知事、県議会議長に要望を行うことを協議しております。

なお、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、10月17日に第35号を発行し、10月25日に各区長様に配布しております。

以上で、閉会中の重立った事項について報告を終わります。

これから議案の審議に入るわけですが、ここで暫時休憩を行います。再開を11時ちょうどといたします。

午前10時47分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き会議を再開いたします。

これより議案の審議に入ります。

---

#### 日程第4 第108号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第108号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第108号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年10月4日に地方自治法第179条第1項の規定によって平成25年度神河町一般会計補正予算（第3号）の専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由は、本年9月2日から4日における集中豪雨により発生した災害に対し、復旧工事を急ぐため、専決処分といたしました。

補正の内訳でございますが、歳入では、分担金で1,801万6,000円、国庫負担金で4,400万円、県補助金で3,692万5,000円、雑入で305万円、町債で1億3,890万円をそれぞれ計上しております。

歳出では、財政調整基金積立金を3,596万7,000円減額いたしました。災害復旧費の農業用施設災害復旧費で58カ所の6,593万円、林業施設災害復旧費で26カ所の3,047万円、公共土木施設災害復旧費で26カ所の1億6,075万8,000円、その他公共施設・公用施設災害復旧費で、グリーンエコー笠形分で1,97

0万円をそれぞれ計上しました。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,089万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億57万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。第108号議案の詳細説明をいたします。

それでは、まず4ページをお願いします。第2表、地方債補正でございます。起債の借入限度額を農業用施設災害復旧事業で660万円、林業施設災害復旧事業で870万円、公共土木施設災害復旧事業で1億910万円、観光施設災害復旧事業で1,450万円をそれぞれ計上しまして、補正後の限度額合計は7億8,826万3,000円としております。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

7ページをお願いします。歳入、分担金でございますが、農地災害復旧事業1,000万円、農業施設災害復旧事業466万6,000円、林業施設災害復旧事業335万円で、分担比率は、補助対象事業については補助残の3分の2、単独事業については2分の1でございます。

国庫支出金で、公共土木施設災害復旧費負担金4,400万円計上で、補助率は3分の2でございます。

県支出金で、農業施設災害復旧費補助金で2,800万円計上、補助率は農地で50%、農地以外で65%でございます。しかし、この補助にはそれぞれ85%、95%程度の上乗せがあると思われれます。林業施設災害復旧費補助金で892万5,000円計上。補助率は、黒川新田線で65%、その他は50%でございます。

雑入で、305万円計上はグリーンエコ笠形の町有建物共済受入金でございます。

町債では、農業施設災害復旧事業債で660万円、林業施設災害復旧事業債で870万円、公共土木施設災害復旧事業債で1億910万円で、充当率は公共土木施設が100%、農地農林業施設の補助分は90%、単独は65%、農地は対象外でございます。

8ページ、歳出でございます。財源が不足するため、財産管理費の財政調整基金積立金の額を3,596万7,000円減額いたしました。

農業用施設災害復旧費で時間外勤務手当198万円、需用費で災害事務に関する消耗品購入のため50万円、委託料で測量設計試験委託料を500万円計上いたしました。工事請負費では、農地災害復旧工事で3カ所の3,000万円、農業用施設災害復旧工

事で3カ所の2,000万円を計上いたしました。負担金、補助及び交付金の町単独土地改良災害復旧費補助金で、52カ所の845万円でございます。

林業施設災害復旧費で時間外勤務手当102万円、委託料で測量設計試験委託料200万円を計上いたしました。工事請負費では、林業施設災害復旧工事請負費の県補助分が5カ所の1,500万円、単独分が21カ所の890万円でございます。負担金、補助及び交付金の町単独作業道復旧費補助金は、10カ所の355万円でございます。

公共土木施設災害復旧費で時間外勤務手当115万円、委託料で測量設計試験委託料が500万円、使用料及び賃借料は、高坂川及び神明谷川の復旧工事の進入路に使用する土地の使用料で、100万8,000円でございます。工事請負費では、公共土木施設災害復旧工事請負費の国庫補助分で、5カ所の6,600万円、町単独分で21カ所の8,710万円でございます。公有財産購入費は、被災した谷川の復旧工事範囲に係る隣接地の購入費で、50万円でございます。

その他公共施設・公用施設災害復旧費は、グリーンエコー笠形に係る災害で、需用費は杉の湯荘のエアコンと浄化槽制御基盤の修繕料で180万円、委託料は野球場の測量設計業務で30万円、工事請負費は上水道取水施設改修工事ほか4件で1,760万円を計上いたしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 詳細説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。

8ページの13款災害復旧費の関係についてお伺いします。

災害復旧はもう当然急がれるわけで、地域の要望なり町の要望なり踏まえて、今、査定が受けておられると思いますけれども、地域の要望プラス町の要望に対して、査定によって事業量が減額されたような内容がありましたら、農業用施設、林業用施設、また公共土木施設等について箇所ごとにそういうふうな状況があったら報告いただきたいと思います。また、査定によって削減された事業量等はどのような内容で削減されたか、なければよろしんですけれども、このあたりについて、査定の状況についてお伺いをいたします。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（藤原 龍馬君） 建設課長、藤原でございます。

赤松議員さんの御質問でございますが、それまでに、ちょっと一言だけ私のほうからおわびを申し上げたいと思います。9月の災害の現場調査の時点で、公務中とはいえ個人的にけがをしまして長期入院をしました。その間に多方面にわたりいろいろと御迷惑をおかけしましたことをまずもっておわびしたいと思います。ありがとうございました。

先ほどの御質問なんですが、地域の要望、町の要望ということでございますが、災害

復旧事業といいますのは、もう御承知のとおり、原形復旧が基本でございます。したがって、ここをもうちょっとふやして、追加して工事をしてほしいという要望はできないというところでございます。町としても、私どもとしても、それはもう最低限わかっておりますので、必要最小限のところを補助査定に計上をしました。

その結果、査定官並びに国からの査定官及び財務省の立会官見えまして、1個1個全部現地調査をしていただきました。その結果、どうしても被災している痕跡がないというところで、延長がそれぞれ、例えば石積みであれば10メートル計画しておりましたのが8メートルになったりという、箇所箇所によって修正指示がありました。その事業量であるとか予定しておりました金額の増減っていいですか、その数字がちょっと今手元にございませんで、一カ所一カ所ずつ答えていくにはちょっと時間がかかろうかなというふうに思いますが、総じて要望しておりましたところにつきましては、箇所については全箇所計上していただきました。先ほど言いました、例えば10メートルが8メートルになったりという個々の小さい分はございましたが、ほぼ予定では90%以上の査定率であったかなというふうに思います。今、数字が申し上げられませんが、御了承いただければというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 例えば代表的なことで、全てA箇所が何メートルというふうなことまで知りたいということではなくて、査定に出して、地域の方が思った延長とか高さとか、原形復旧はわかるんですけども、災害以前いうんは、原形が野面であったりコンクリート構造物であったりするんですけども、河床が掘削されて低くなったりすると、必ずしも原形復旧が正当な設計ではないようにも感じる部分があるので、特にこういうふうなところについては、町の申請よりも査定官がプラスもっと内容を補強せないかんとか、また延長を、これは過去からの崩れで災害にはとれへん、延長を何メートルか縮小されたような、特にこの3つの目の振り分けの中でそういうふうなことがなかったかいうふうなことをお聞きしたかったんで、詳細な資料を提出いうふうなことではないんで、そういうふうなことがなかったかいうふうなことをお聞きしとるんで、再度、課長さんの脳裏に残っているようなことがあったら報告いただきたいというふうなところなんです。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（藤原 龍馬君） 建設課、藤原です。

赤松議員さんの御質問の分でございますが、災害の復旧申請というものは、こちらからのいわゆる提案といいますか、提案したことに対していいか悪いかという審査があるわけなんです。多分御存じだと思うんですが、申請主義といいます。したがって、査定官がここをもうちょっとふやしたらどうやというところは、基本的にはございません。今、私どもが出しておる分について妥当であるか妥当でないかということになります。したがって、河床の計画、掘れておるところに、高坂川なんかについて

も、それについては上から下まで河川縦断測量しまして、それを計画高を決めまして、それによって復旧していくということでございますので、おっしゃる質問の回答になったかどうかわかりませんが、とりあえずそういうことでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。

今回、非常に9月の初めに大変な災害が起きまして、関係する地域では農地とか農業施設、非常に、また河川等が損傷、被害を受けたわけですが、査定も終わったというふうなことで、迅速に対応をしていただいておりますというように思います。

私の質問なんですが、1点目の思ったんですが、今、財政課長のほうから農地とか農業用施設のいわゆる個人負担の軽減いうんですか、それについては委員会でもお聞きしておりましたが、前向きに取り組んでおるといふようなことで、ひとつその方向でお願いをしたいというように思います。これは私の思いでございます。

質問は、8ページに公有財産購入費がございます、50万円ですね。これについて説明をしていただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（藤原 龍馬君） 建設課、藤原でございます。

公共土木施設災害復旧費の公有財産購入費50万円計上させていただいております。これにつきましては、現場を見ていただいて、9月と10月に2回にわたり現地を見ていただいておりますが、岩屋と根宇野の境目、いわゆる神明谷と言うほうがわかりやすいかと思っております。あそこの谷川の上流部から土砂が流れてきて、田んぼ2枚土砂で埋め尽くされております。そのもともとの谷川というのが、本川でなく支川でございます。砂防河川の神明谷川の支川でございまして、いわゆる町管理河川としてこれ復旧していかねあかんですが、その影響した谷川が天井川でございました。現地にはシシ垣、石積みでシシの垣がしてあった箇所が、それも一緒に流れてきております。したがって、その河川を復旧しないとまた同じ災害が発生するということで、川を振りかえようと、若干流れをよくしよう、掘り下げようという計画をしておりますが、現地あったところへつくっていきますとまた土砂災害の可能性がございますので、一つでも改良していくということで、若干山のほうへ法線を振りかえようと計画をしました。その山の中の民地部分を購入して河川をつけかえるという計画でございますので、御了承いただければと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。

私も民生産業常任委員会の委員として2回、現地の調査に出ております。大変な災害があり、今おっしゃったように、いわゆる谷川がなかったというようなことはないんですが、非常に狭かったということで、今、天井川というような表現をされましたが、

そういったような実態であったと思います。

私の思いを少し述べますと、まず、今までずっと谷川の改修、これはいわゆる公共的な谷川の改修、砂防指定地というのがいいのかもわかりませんが、そういったところでの河川改修というものについては、これは県のというのがほとんどですが、ほとんどというよりも100%だと思いますけれども、いわゆる堰堤をつくる場所、また下流の谷川ですか、河川といいますか、そういったものを直す部分についても用地が補償の対象になっております。それから、県のほうでやられます、これは農林関係、治山砂防、こういったものについては、これは用地は地元提供と、そういったことが大きく区分されておるんですね。

そういった面からこの河川、今ちょっと聞きづらかったんですけども、町の管理河川であるということであれば、その位置づけをどうするかということになるんですけども、やはり県でもそういったように区分されておりますね。いわゆる砂防と、それからいわゆる農林関係の治山、その辺がどういうふうにも今の該当するところを位置づけされているのかなということ、ちょっと疑念に思うんですね。そこをしっかりと答えていただきたいのと、私が一般質問を通じて河川の管理条例、また、委員会でも繰り返し述べておりますが、そういったものをつくってほしいと。今度はこういう災害が起きたということで、そのタイミング、時期がおくれるんだと、これも十分理解をしておるんですが、何とか管理条例、条例になるのか要綱になるのか、その他の規定になるのかわかりませんが、一つの町としての基本的なルールをつくっていくというようなやさきでございまして、やはりそういったことも踏まえながら、私は今、現場、繰り返しになりますが見ております。非常に谷川があったんかかなかったんか、あったんでしょうけれども非常に多くの土砂が流れ込んで、川がなかったというような実態も見ております。ですから、これを決してやってはあきませんよと言っているのではなしに、やはり危険なところは直していくというのが、災害は原形復旧ということも、今、課長の言葉からありましたが、それはそれとして、これは大きく現地に合った判断をすべきだと思いますが、後の、今申し上げております、いわゆる管理条例いうんですか、河川管理条例、それに向けて、変な言い方ですけども、悪い先例にならんように、ひとつ大局的に、客観的に判断してほしいと。今ちょっと山側のほうにというような言葉もありましたが、やはり今、50万円の執行については後々のことも十分含めて、また公平、公正の原則にのっとって取り組んでいただきたいと。決して50万円を反対しとるんじゃないんで、そこは十分踏まえていただいて取り組んでいただきたいと。そのことについて、担当課長なり副町長、もしお考えありましたら述べていただきたいと、そのように思います。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（藤原 龍馬君） 建設課、藤原です。

議員さん、おっしゃられるのも当然かとは思いますが。以前からずっと河川の管理について方向性を示せということで検討をしておるところでございますが、前回の11月の

委員会でも申し上げましたとおり、県の河川課とも協議しながら、難しいところがございますので、これはしばらく待っていただければと思うんですが。

なお、今回の岩屋の神明谷の川なんですが、谷川があったんです。谷川、青線なんです。町管理河川にも神明谷は残っておったんですが、青線としてついておるところでございます。そのままここを、原形復旧が基本でございます、そうすれば、また河床が高い川をいわゆる土砂のけだけになってしまいます、やろうとすれば。それではまた次の豪雨、災害が発生する可能性があるかと思えます。したがって、河川法線を若干流れやすくする、河床を若干下げて本川に合流させていこうとして、10月のこの専決をさせていただいたもんでございますが、詳細設計につきましては、いまだ何も手がついてない状態なんです。だから、その当時、10月は私入院中やったんですが、当時課員が判断しまして、これは河川を振りかえなあかん、ということは用地がひっかかってくるであろうということで科目計上をさせていただいたところでございます。

よって、議員さんおっしゃられる将来というのか、河川管理、ほかの川はどうすんのや、地元負担はどうすんのやというところもひっくるめまして検討の余地があるかと思うんですが、若干お時間をいただければと思えます。とりあえず科目をこれだけぐらゐの用地費、買うんであれば用地費が要るであろうとしております。詳細設計についてはこれからでございますので、しばらく。そういうことで、私どもも議員さんがおっしゃられることを考慮しまして検討していきたいと思えますので御理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。

常任委員会のほうで、河川の管理条例につきまして方向性を示せということでいろいろ御意見いただいております、それにつきましては建設課のほうに指示を出しておりますが、今回災害等が出ておりますので、その分につきましては少しおくれるというところでございます。実際にこの50万の用地購入につきましても、専決で予算上げておりますが、とりあえず用地が発生すれば要るのでということで、そういう下からの意向でございましたので、用地50万ということで認めております。その後につきましては、今、建設課長が申しましたように、詳細設計の中で出てくるものと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかございますか。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。

8ページから9ページにかけまして、同じ13款の中でございますけれども、この4つの目の中で、委託料の金額にいろいろと比率で、工事請負費と委託料の比率的にちょっと私は疑問に思いますんでお尋ねいたします。

当然、災害復旧ですから、査定設計上げるんに人員不足いうふうなことで委託される

のが多いと思いますけれども、例えば9ページの委託料30万円、それと似たような金額で、8ページの林業施設の中の委託料200万円というふうなこととか、それから8ページが一番下の公共土木債で委託料が500万円、それと一番初めの農業施設の委託料が500万円というふうなことで、工事請負費に比較して率がでこぼこいうふうな感じがするんですけど、これは当然直営でやられるような安易なものについては、設計する職員が少ないけれども直営でやった、しかし、大きな災害の部分については委託に出したというふうな理由かもわかりませんが、このあたりの委託料の考え方いうんですか、なぜこのようなでこぼこが生じるのかな、このあたりについてちょっと疑義を感じますので、御説明いただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（藤原 龍馬君） 建設課、藤原でございます。

委託料について、でこぼこがあります、確かにございます。これにつきましては、先ほど山下議員さんの御質問にもお答えしたとおりなんですが、実施設計、ちゃんとしてしっかりこちらが前もってこんだけ分測量して、設計して金額をはじいてここへ積み上げたものではないんです、はっきり言わせて。とりあえずこんだけぐらい要るやろうというところで専決をさせていただきました。

本来なら、それほっといてこの12月補正でしっかり金額を出して補正させていただくというのが当たり前なんですが、何せ査定を受けないけません。国の査定を受けるに当たって、測量並びに設計の根拠となる設計図が必要でございますので、このでこぼこにつきましては、一つずつ言いますと、農業施設につきましては、新明谷の農地から岩屋の高坂の農地であるとか、あそこら辺の土砂災害、埋まっておりますところ一連として、ほかもあるんですが、それと公共土木の災害、岩屋については複合災害、農地農業用施設と公共土木施設の複合災害でございますので、それもそれぞれに設計書をつくっていかないかということ、これぐらい要るやろうということ、もうまことに申しわけないんですが、積み上げた数字ではないということ御理解をいただきたいと思います。国の査定を受けるための専決をさせていただいたというところで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。

今の説明を聞いて、ちょっと私、私なりにね。このいわゆる専決処分という基本的なこの制度はあるわけです、これ、違法ではないんです。この専決処分制度を活用して、本会議を開くいとまがないとき、特に緊急を要する場合、これはこの制度が適用されるわけですし、このこと自体を私は問題視しとるわけでも何でもないんですが、今の建設課長の説明によりますと、査定を受けたり、そういう経費を、概算を算出して充てたい。これはすなわち、もう議会の本議決をいただかなくても制度としてあるんですから、その

部分は私は何ら差し支えないと思うわけですね。災害の場合は、災害が発生した、つまり大雨が降ってる最中でも重機が動き、人が動く、と経費かかるんですよ。これは予測して設定した予算と違いますから、その分だけは絶対人が、お金は、経費は後で支払うとしても、執行行為はその時点から始まるといいますから、これは当初予算に関係なくこの制度をうまく活用して迅速に対応する。まさしくこのことを怠ると復旧がおくれる、着工が遅いじゃないか、対応どうしとるんだ、これはもう世間の目、議会の我々としてもそういうことを言わなければいけない、そのための救済措置がこの専決処分制度。

ただ、これは金額でいうと2億4,000万、非常に大きな専決処分になるわけですね。課長が説明された論法によると、とりあえずは前段の経費が、例えば3,000万要るとか4,000万要る、概算の概算ですわ。この分だけは専決処分しますよ、そうしてください、そうしなければ事業進みませんでっていうのは我々の感覚なんですね。あとはそういう経費をもって何ぼかその被害の実態が把握できた、場合によっては測量もできた、これでもって国や県に申請をして、さらにその査定を受けて、次の段階で着工ということになるんでしょう、実工事は。段取り的に言えばそういうことなんですね。

だから、私はこの専決処分というのがそういう段階を踏んで設定されるものであったならば、前段の部分の必要経費は確かに専決処分でよろしい。しかし、億に及ぶようなものについては、これは臨時会開いても、次の定例会待ってでも、どっちかいうたら臨時会開いて特別補正をやると、こういう姿勢のほうが私はわかりやすくねというふうに思うわけです。このことが絶対悪いとは言いません。今後の問題としてそういうこともひとつ、何にもかんにもこの際ひっくるめてという物の考え方でなしに、そういうふうに改善をしていただきたいなど。これは強い思いで今これ見てますけどね、これらについてひとつ考えを聞かせていただきたい。

これは、私は原則論である程度物を言うともかもしれませんが、それが一つの物の考え方であるということになれば、果たしてこの2億4,000万円一くくりで専決処分をした。じゃあ2億4,000万円の予算ベースの事業執行で何ぼぐらいな進捗に今現時点であるか、これが聞きたいわけですね、そうでしょう。そうでないと私が今まで言う話が矛盾が出てくるわけです。だから、今回の既に2億4,000万円専決処分しましたよ、事後承認してくださいよというのが、今これ議題に上がるとる本質なんですよ。じゃあ2億4,000万円の事業執行はどこまでできてますか、予算ベースで何%進捗してますか。もし残りがあるんなら、それを執行が終わるのは大体見通しはいつごろになりますか。これをちょっと説明をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） この件につきましては、副町長のほうから答弁願います。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。

今、議員さんが言われましたように、緊急を要する場合、それにつきましては、機械が動く、人が動く、今回査定官とのお話の中で、査定する前に、人命にかかわることであれば、写真だけを撮ってもう即動いていいですよという了解をいただいております。

そういう分については今言われたとおりでございます。実際にはこの査定、専決をしておりますけれども、次に繰り越す部分が大部分出てくると思います。そういう中で、今言われましたように、本当に必要な分だけを専決して、その後については臨時議会、そして本議会で提案したらどうかという分についてはもうよく意見としてわかりましたので、今後協議してまいりたいと思います。実際には進捗につきましても余り進展してないという状況でございますので、本当に次の26年度に繰り越すという部分も出てきますので、この件につきましては、今後におきます3月の補正等に合わせまして進めていきたいというように思います。御意見のとおり協議してまいりたいというように思っております。

○議長（安部 重助君） 建設課長。

○建設課長（藤原 龍馬君） 建設課、藤原です。

今、副町長が言ったとおりでございまして、立石議員さんがおっしゃられるそのとおりかなというふうに思います、おわびします。現在の進捗につきましては、緊急で土砂排除した部分について、ちょっと今手元に資料ございませんのでわかりませんが、パーセンテージにすれば、2億4,000万からすれば1%の執行額やと思います。

それと、測量委託についても今実行中でございまして、申しわけございません、金額確定ははっきり出てきておりません。農地、それから農業用施設、それから林道施設、公共土木施設それぞれに発生してきますが、そういう状況でございます。申しわけございません。以上です。

○議長（安部 重助君） 立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。

そんなことで、率直に副町長のほうからそういう状況の適否についても考えが述べられました。実にそのとおりだと思いますんで、私、特につまみ上げて言いたいのは、2億4,000万円の専決処分をしたと。執行、予算ベースで1%そこそこやというのが実態なんですよ。このことの重要性を考えて、やっぱり予算の透明性、予算の組み立て、その執行、こういったことから経費の有効活用ないしは収入の財源のいわゆる確保、ここらを総合的に見て、今ここで専決処分して、その実態が26年の繰り越しやという形が見えるわけですわ。だから、こういうのは、ひとつ財務担当も含めて今後のために十分検討をしていただきたいと。

そのかわり、これが何でも専決処分で、たまたま災害という大義名分の立つものであったとしても、何でもかんでも専決処分で一切合財含めて、そういうのが事例として今後出てくるということは、適正な資金管理、こういうことにはつながらんぞと。だからそういう意味で申し上げたんであって、率直に反省をしていただければ、これは私はここで口角泡を飛ばして発言したのは意義があると、こういうふうに思いますんで、今後ともひとつそういう面の配慮も十分して、この制度の適用を図っていただきたい。以上です。

○議長（安部 重助君） さらに副町長、答弁してください。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。

反省して今後に生かしたいと思います。また、議員さんには監査委員としていろいろと御指導いただいております。そういう面もいろいろと改善しておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 以上。ほかにございますか。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第108号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第108号議案は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第5 第109号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第109号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第109号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年10月29日に、地方自治法第179条第1項の規定によって平成25年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決理由は、本年9月2日から4日における集中豪雨により被災したニガ竹産業廃棄物処分場搬入道路の復旧工事を急ぐため、専決処分といたしました。

補正の内訳でございますが、歳入の基金繰入金で158万円を計上し、同額を歳出の産業廃棄物処理施設災害復旧費で計上しています。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,630万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきまして、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。

それでは、詳細につきまして説明をさせていただきます。

ニガ竹産業廃棄物処分場の搬入道路は、24年度の処理場北部の保安林復旧工事により現在の位置になっており、未舗装の状態で行っていました。本年9月2日から4日にかけての秋雨前線により、本処理場に近い役場の雨量計で総雨量373ミリ、時間最大は82ミリを記録しまして、同月15日から16日にかけての台風18号では総雨量163ミリ、時間最大が22ミリを記録しているところでございます。これらの豪雨によりまして、搬入道路の路面洗掘を受けております。既に契約をしております管理業務委託業者に指示をいたしまして路面の補修を2回にわたり行いましたが、本年9月25日と27日に搬入車両、2トンダンプと軽トラで行っていただきましたけれども、の脱輪や立ち往生する事象が発生をいたしました。担当課としましては、搬入車両の安全確保のため、被災部分の舗装工事が必要であると判断をいたしまして、測量に必要な課員4名がそろった10月10日に測量、その後、設計積算をいたしまして、11月7日の民生産業委員会に報告をさせていただきました。

工事は、11月12日から11月29日の工期で施工をしており、その概要は、被災した急勾配部分の延長65メートル、幅員3から4メートル、厚さ15センチのコンクリートに、中に補強のためのメッシュの金網を入れた構造のコンクリート舗装としておりまして、道路の横断勾配を、道路センター部分を低くしまして雨を道路で流すという構造にしております。なお、勾配につきましては、起終点の高さを結んだ一律の勾配として14.5%で計画、施工をしております。この工事によりまして搬入車両の安全が図られ、かつ以後の豪雨にも耐え得る構造となっていると思っております。

なお、予算につきましては、当初予算では災害復旧費の科目が設定しておらず、新規科目設定を行って、財源は基金の繰り入れといたしております。歳入歳出の補正額はそれぞれ158万円で行って、工事請負の当初契約額が147万円でございます。

以上、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第109号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第109号議案は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第6 第110号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第110号議案、神河町副町長の選任の件を議題といたします。

ここで副町長、細岡重義副町長の退席を願います。

〔副町長 細岡重義君退場〕

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 110号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町副町長の選任の件でございます。本年12月10日をもって任期満了となる副町長の職について、引き続き細岡重義氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

細岡氏は、昭和44年に神崎町職員として奉職し、総務課参事、教育課長、住民課長、公立神崎総合病院総務課長、合併後平成20年1月からは総務課長を歴任され、平成21年12月11日から副町長の職に就任いただき、町長の補佐役として本日までその手腕を発揮いただき御尽力いただきました。引き続きその職を担っていただきたく、細岡氏を副町長として選任いたしたく存じます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでしたら質疑を終結したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑特にないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方どうぞ。討論特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第110号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第110号議案は、同意することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時52分休憩

---

午前11時52分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き会議を再開いたします。

---

日程第7 議案第111号

○議長（安部 重助君） 日程第7、第111号議案、神河町監査委員の選任の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第111号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町監査委員の選任の件でございます。

長年にわたり見識を有する者として監査委員をお務めいただきました井上秀樹氏が、本年12月8日の任期満了をもって退任されることとなりました。井上監査委員は、平成16年10月に神崎町監査委員に御就任。合併後も引き続きその職をお務めいただき、通算3期9年間、町の代表監査委員としてその職責を全ういただきました。御退任されるに当たりまして、その御功績に対し、改めまして深甚なる敬意と心から感謝を申し上げます。

さて、井上氏の後任として今回推薦させていただきます清瀬茂生様は、人格が高潔であり、税理士として多方面で御活躍中であります。財務管理、事業の経営管理を初め、行政運営に関しすぐれた見識をお持ちの方でございますので、神河町監査委員として選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳しい内容につきましては、総務課長から御説明しますので、よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田でございます。詳細説明をさせていただきたいと思います。議案書の裏面、めくっていただきまして見ていただきたいと思います。

清瀬様の経歴につきまして掲載をさせていただいております。見ていただいたとおりでございます。職歴につきましては、昭和43年4月から会計事務所に勤務をなされ、昭和57年から独立ということで、その業を営んでおられます。役職につきましては、昭和63年から近畿税理士会姫路支部幹事、平成13年からは神崎町商工会監事、16年5月からは神崎町商工会、同じく今度は理事、平成20年4月からは神河町商工会の理事、平成23年8月からは中はりま森林組合の代表監事ということで重責を担っておられます。

以上、簡単ですが、役職、経歴等をごらんになっていただき、御審議をいただきたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。

この職歴とか学歴等については、添付されておりますので特に質問はいたしませんけれども、地域による活動、または趣味なんかで地域にどういうふうにご貢献されているのか、このあたりについて、直接この監査委員という役職とは関係ないかもしれませんが、わかりましたら報告いただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 詳しくはお聞きはしなかったんですけども、現在地域の中で、吉富区であります。法人立ち上げに御尽力をいただいていたりと、区の役員もされているようにお伺いしております。御趣味のほうはお伺いはしなかったんですけども、本当に実直な方、真面目な方という、周りのいろんな御意見を聞きましても大変真面目であるということをお聞きしておりますし、特に商工会のほうの申告等の御支援もなさっているようにお聞きしてあります。以上です。

○議長（安部 重助君） 同区であります副町長から答弁願います。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。

清瀬氏は本当に真面目でございます。区の中では長いこと区の監査委員として活躍されておりますし、また長泉寺のお寺の役をされております。また隣保でも協議員とか、そういうようないろんな面に活躍されておまして、それから今後立ち上げます営農組合の法人化に向けて御尽力を賜っております。そういう中でも申告とか法人税に係ります。そういう申告等の御指導にも携わっておられまして、趣味といえば、運動となりますが、ゴルフを地区の皆さんと一緒にやられているということで、健康面でも一生懸命取り組まれております。そういう方でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほか質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第111号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第111号議案は、同意することに決定しました。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどいたします。

午前11時59分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

---

日程第8 第112号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第112号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第112号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会委員の任命の件でございます。現在神河町教育委員会委員として御活躍いただいております藤原雄三氏の任期が、本年12月20日で任期満了となります。

藤原氏は、平成12年から大河内町教育委員会委員に御就任。平成15年から大河内町教育委員会教育委員長として、また合併後も引き続き教育委員長としてその職責を担っていただいております。また平成19年からは主任児童委員もされており、多方面で行政運営に携わっていただいております。藤原氏は適任者でありますので、引き続き教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第112号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第112号議案は、同意することに決定しました。

---

### 日程第9 議案第113号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第113号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

ここで澤田博行教育長の退席を願います。

〔教育長 澤田博行君退場〕

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。町長。

○町長（山名 宗悟君） 第113号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会委員の任命の件でございます。現在神河町教育長であります澤田博行氏の任期が、本年12月31日で任期満了となります。

澤田氏は平成22年1月1日から教育委員会委員として、同年1月4日から教育委員会が任命する教育長としてその職責を担っていただいております。引き続き教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めますのでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第113号議案を

採決いたします。

本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第113号議案は、同意することに決定しました。

澤田博行教育長の着席を願います。

〔教育長 澤田博行君入場〕

○議長（安部 重助君） 暫時休憩いたします。

午後1時05分休憩

---

午後1時05分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き会議を再開いたします。

---

日程第10 第114号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第114号議案、神河町税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第114号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布され、平成28年1月1日から施行されることに伴いまして、影響のある神河町税条例の一部改正をするものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、税務課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

なお、冒頭で議会運営副委員長の申し出もございましたように、理由その他の背景、十分に理解のできる説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。第114号議案の詳細説明をさせていただきます。

このたびの町税条例の一部改正でございますが、先ほど町長が提案説明で申し上げま

したとおり、上位法の一部改正が平成25年3月30日に公布され、改正のうち一部のものにつきまして、地方税法施行令の一部を改正する政令及び同法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことによるものでございます。上位法の改正趣旨は、成長と富の創出の好循環の実現に向けまして、税の一体改革の着実な実行の措置を講じる改正となっております。また地方税制では、納税環境の整備及び金融所得課税の一体化等を目指した改正となっております。

新旧対照表によって説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページから2ページをお願いします。条例第47条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収でございますが、現行制度は公的年金から特別徴収によって個人住民税を納税されている方が現住所を有する市町村から他の市町村に転出した場合は、特別徴収を停止し普通徴収に切りかえることになっておりますが、公的年金受給者の納税の便宜と徴収の効率化を図る観点から、賦課期日後に他の市町村に転出した場合でも特別徴収を継続とする内容に改正する規定の整備を行うものでございます。

次に、条例第47条の5、年金所得に係る仮特別徴収税額等でございますが、ここでは公的年金に係ります個人住民税の年間の納付額の平準化を図るため、算定式を見直すものでございます。

新旧対照表の17ページの次のページ、神河町税条例の一部改正に係る資料に従いまして説明をいたします。現行制度は、現行の算定のとおり、仮徴収額は前年度の本徴収額に相当する額で算定していますが、表中の現行欄に示されていますように、例えば医療費控除等の増等によりまして、当該年度の年税額が前年の年税額に比べ大きく変動しました場合、本徴収額と仮徴収額に差が生じます。一度差が生じますと、次の年度以降も本徴収額と仮徴収額の乖離が続きますと不均衡が平準化せず、場合によっては仮徴収額が年税額を超えてしまい、還付が必要となるケースが生じます。したがって、こういった問題を解消するため、改正の算定式で示されていますように、仮徴収額を前年度の年税額の2分の1に相当する額に改正する規定の整備を行うものでございます。この改正によりまして、改正欄のところを見てもらいますと、年税額が2年連続しまして同額でございますと、平準化が図られるようになるということでございます。

次に、3ページから4ページをお願いします。附則第16条、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除でございますが、附則条文の改廃に従いまして、同条第4項中第20項の2第1項を第20条第1項に改めるものでございます。

次に、附則第6条の2、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除でございますが、同様に、附則条文の改廃によって、同条第4項中第20条の2第1項を第20条第1項に改めるものでございます。

附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例でございますが、上位法改正によりまして附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の

課税の特例の新設により規定の整理を行うものでございます。

次に、4ページから5ページをお願いします。附則第16条の3、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例でございますが、上場株式等に係る配当所得等の分離課税につきまして、特定公社債の利子が対象として追加されましたことから、見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、規定の整理を行うものでございます。

次に、6ページをお願いします。附則第19条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組しました。したがって、見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、規定の整理を行うものでございます。

次に、7ページから8ページをお願いします。新附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税について上位法の規定が新設されましたことにより、規定を新設するものでございます。

次に、7ページから12ページまでの改正前の欄でございますが、附則第19条の2、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例、附則第19条の4、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例、附則第19条の5、源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例、附則第19条の6、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除、附則第20条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除等及び譲渡所得等の課税の特例におきましては、いずれの附則も単に課税標準の計算の細目を定めるものであるため、条例の性格を踏まえまして法附則の規定が削除されましたので、規定の削除をするものでございます。

次に、13ページをお願いします。附則第20条の2、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、附則の条文改廃に合わせまして同条第2項第1号から第4号までの各号中、附則第20条の2第1項を附則第20条第1項に改め、同条を附則第20条に繰り上げるものでございます。

次に、13ページから15ページをお願いします。附則第20条の3、先物取引の差金等決済に係る損失の繰り越し控除でございますが、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ法附則の規定が削除されたことにより、規定の削除を行うものでございます。

次に、15ページから17ページをお願いします。附則第20条の4、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、条約適用配当等に係る分離課税におきまして特定公社債の利子等が対象として追加されたことにより規定の整理を行い、同条を附則第20条の2に繰り上げるものでございます。

附則第20条の5、保険料に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ法附則の規定が

削除されたことにより、規定の削除をするものでございます。

次に、議案書の附則をお願いいたします。第1条は、施行期日を平成28年1月1日からと規定するものでございます。ただし、条例第47条の2第1項及び条例第47条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定は平成28年12月1日からとし、附則第7条の4、附則第16条の3及び附則第19条から附則第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定は平成29年1月1日からとするものでございます。

第2条は経過措置でございまして、第1項は、平成28年1月1日より前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債の償還差益に課税する個人町民税は、従前と同じ扱いと規定するものでございます。ただし、同条第9項に規定する特定短期公社債は除外とします。第2項は、条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以降から適用し、それまでのものは従前と同じ扱いと規定するものでございます。第3項は、附則第7条の4、附則第16条の3及び附則第19条から附則第20条の2までの規定中、個人町民税に関する部分は平成29年度以降の年度分について適用し、それまでのものは従前と同じ扱いと規定するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。質疑特にございませんか。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。

2ページの下位、47条の5の斜線の引いてある部分で、この数字を、仮説の数字を入れて説明をお願いします。この後ろにも、一番末尾にも一部改正による説明資料として出ておりますけれども、このあたりも再度説明をお願いします。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しでございますけれども、個人住民税に係ります公的年金からの特別徴収制度の見直しにつきましての資料の説明をさせていただきます。

まず、現行制度の場合でございますが、N年度におきましては年税額を6万円、仮徴収月の4月、6月、8月及び本徴収月の10月、12月、2月につきましては、徴収額を各1万円として平準化が図られている状態でございます。翌年度のNプラス1年度の年税額は、医療費控除の増等の理由によりまして3万6,000円と設定しています。この年度の4月、6月、8月の仮徴収額につきましては、算定式に当てはめまして算定しますと、前年度の本徴収額が3万円であるため、3万円を3で割りますと各1万円となってまいります。そして10月、12月、2月の本徴収額につきましては、この年の年税額3万6,000円から仮徴収額3万円を差し引いた額6,000円を3で割りますと各2,000円となってまいります。次の年度、Nプラス2年度の年税額はもとの

6万円でございますが、この年度の4月、6月、8月の仮徴収額につきましては、前年度の本徴収額が6,000円であるため、6,000円を3で割りますと各2,000円となってまいります。そして10月、12月、2月の本徴収額につきましては、この年の年税額6万円から仮徴収額6,000円を差し引いた額5万4,000円を3で割りますと各1万8,000円となってまいります。そして次の年度、Nプラス3年度の年税額も同様の6万円でございますが、この年度の4月、6月、8月の仮徴収額につきましては、前年度の本徴収額が5万4,000円であるため、5万4,000円を3で割りますと各1万8,000円となってまいります。そして10月、12月、2月の本徴収額につきましては、この年度の年税額6万円から仮徴収額5万4,000円を差し引いた額6,000円を3で割りますと各2,000円となってまいります。

こういったように、現行制度におきましては、一度生じました不均衡が平準化しないといった状態が続くようになってまいります。

次に、改正した場合でございますが、先ほどの現行制度と同様の考え方で仮徴収額、本徴収額を各年度ごとに改正後の算出式に当てはめまして計算しますと、表に記載されている金額となってまいります。この表を見てもらいますと、Nプラス2年度、Nプラス3年度におきまして、こういったように2年連続で年税額が同額でございますと、2年目のNプラス3年度におきまして不均衡であった徴収額について平準化が図られるようになってくるということでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） ほかに。

立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。

これはもう素直に、単純な質問になると思うんですが、要はこの条文の改正、これを新旧突合しながら読んで、結局わからんわけですわ、これ何が書いてあるのか、一体どうや。ほんでもう結論の話として、今説明いただいた、この最後につけてる神河町税条例の一部改正に係る資料、これA4、1枚にまとめてある。これがすなわち今回の改正点の全てですよっていうふうに理解したらいいんじゃないかと私は思うんですが、それでいいんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。

今、立石議員さんのおっしゃられましたとおりでございます。間違いございません。

○議長（安部 重助君） 立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。

そういうことで、この今回の改正は、この集約資料に凝縮されて改正点が表示してあると、これで理解できました。これの実際の適用が附則で定めております平成28年度ないしは29年度、ここから、これが施行期限であると、こういうふうに理解したらいい

いんじゃないかと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

それともう1点、この改正によって、いわゆる納税者側から見れば、納めるのが平準化されるという利点が1つ、中身の中で納税者側に税率の変化のあるもんは一切ありませんかという確認が1つ、この2点についてお願いします。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 1点目の件につきましては、そのとおりでございます。

2点目の質問につきましてはですけども、これにつきましては、金融商品についての通算損益の拡大等々の件があるんですけども、1点、公社債等に係る課税方式が上場株式等と同様、税率が20%の申告分離課税方式に変更された上で、公社債等の譲渡益が非課税から課税となってまいります。一方で、その公社債と上場の株式とが損益通算が可能となってまいりますということで、これが町民さんにとりまして、もう全てが負担が問題がないかということにつきましては、メリットの部分もありますし、デメリットの部分もあるということでございます。

○議長（安部 重助君） 立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。

わかりました。要は、その株の取引やってる譲渡益のある、その人たちはその状況によって多少納税額が変わりますよと。しかし、一般的にはその納税率が変化して、全般に及ぶことはない、そういうふうに解釈したらいいんではないかと考えます。それでよろしいか、再度念押しだけしときます。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。

そういうふうに解釈をしていただいて結構でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第114号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第114号議案は、可決することに決定しました。

---

#### 日程第11 第115号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第115号議案、神河町税外収入金の延滞金徴収

条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第115号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町税外収入金の延滞金徴収条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が3月30日に公布され、改正内容の一つである延滞金等の利率の見直しが平成26年1月1日に施行するに当たり、地方税法の例により、当該利率を規定している本条例についても同様の改正を経過措置として附則に追加するものでございます。また、この改正とあわせ、延滞金の計算過程における閏年の日を含む期間の取り扱い規定の追加と延滞金の端数処理を地方税法の例に合わせる改正規定を同時に行うものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行日と同じく平成26年1月1日に施行いたします。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。115号議案の詳細説明をさせていただきます。

本条例改正は、上位法である地方税法の一部を改正する法律の改正内容に対応するとともに、地方税法の例に合わせた改正を行うというものでございます。地方税法の一部を改正する法律につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、その改正内容の一つとして国税の見直しにあわせ地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を下げるとされており、住民の皆様の負担増につながるというものではございません。また、地方税の例に合わせる閏年、うるう年ということの日を含む期間の取り扱い規定の追加と延滞金の端数処理についても、住民の皆様の負担増につながるものではございません。

それでは、新旧対照表をごらんください。まず第2条第2項は、これまで規定してありませんでした閏年、うるう年の日を含む期間の取り扱い規定を新設するものであります。閏年であっても、日割り延滞金を計算するときには1年を365日として計算するというものであります。

次に、第3条第1項及び第2項は端数処理に関する規定で、100円未満の端数及び10円未満の端数をそれぞれ1,000円未満の端数、100円未満の端数と切り捨てる桁を上げるものであります。

最後に、附則第3号に第2条第1項で規定しております延滞金利率を地方税法の一部を改正する法律の改正内容に対応し、当分の間引き下げる経過措置を新設するものであります。大変粗い表現ではあります、この規定により当分の間、年14.6%の割合及び年7.3%の割合を上限として金利等の状況を勘案し、それ以下の利率が適用されるということになってまいります。

なお、本条例の施行は平成26年1月1日としております。以上です。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。

改正される内容は把握、理解をいたしておりますが、この税外収入金、または町に納入されるべきお金、こういったことの適用される税外の収入金というものを、例を挙げてちょっと述べていただきたい。これは例規集見たらわかるかもしれませんが、手元に資料はございませんし、これにも対象のいわゆる収入金というのは例示されておられないので、ひとつ簡単でよろしいから列挙していただいたらありがたいなと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。

町の条例の整備状況からしますと、さきに制定をいただきました債権管理条例のほうに公債権、私債権、強制徴収公債権、非強制徴収公債権というふうなことで分類がされております。もう大体御推察のとおりでして、税等、上位法によったり税法で延滞金等の徴収が義務づけられてるものはそれでいいんですけども、それ以外の手数料ですとか、そういったものに関しましては非強制徴収ということになりまして、この税外、本条例の適用をして延滞金を徴収していくということを可能にしていくというふうなものでございます。

例ということと言いますと、非強制徴収公債権というふうに位置づけられるものというもので言いますと、例えば幼稚園の保育料などもそうですし、行政財産の使用料、証明の手数料等々が非強制公債権というふうになります。また、私債権のほうにおきましては、まちぐるみ健診等の個人負担金とか、そういったものが私債権の範疇に入ってくるというふうで大別がされております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。

この端数処理の関係ですけど、聞き落としとれば訂正していただきたいんですが、いわゆるこの税外収入についても地方税法を改正に伴うというような説明があったかと思うんですが、前に今議決しました税条例、その辺がずっと今回の改正では、この端数処

理の条項がちょっと見つからんのんですね。それで、ひょっとして町税条例については、もう地方税法の改正で町の条例で規定する必要はないですよというようなことなのか、その辺の確認と、これは非常に細やかな話ししますけども、今の総務課長のお話を聞きますと、神河町でもこの端数処理の切り上げによってかなりのところに影響するんじゃないかと、项目的にですね、いろんな項目あるんじゃないかと思うんですが、それは細かい話ですが、たくさん収入が減るといようなことになりませんか。その辺どうでしょうか、その2点についてお願いします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。

地方税法の上位法に連動してということで、これは近年といいますか、今回の改正で出てきたものではございませんでして、過去にあったものですので、税条例等はその折に対応しているというふうに考えております。

それと、収入に対する影響なんですけれども、これは延滞金の端数処理に限定をされておりますので、例えば本税であるとか使用料を丸めるといものものではございませんので、大きな影響はないというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第115号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第115号議案は、可決することに決定しました。

---

## 日程第12 第116号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第116号議案、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第116号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が3月30

日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が6月12日に公布され、平成28年1月1日から施行されることに伴いまして、影響のある神河町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、税務課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。第116号議案の詳細説明をさせていただきます。

国民健康保険税条例の一部改正でございますが、町長が提案説明で申し上げましたとおり、地方税法の一部改正が平成25年3月30日に公布され、同法改正のうち一部のものにつきまして、地方税法施行令の一部を改正する政令及び同法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことによるものでございます。

それでは、新旧対照表に従いまして説明をさせていただきます。最初に1ページをお願いいたします。附則第9項、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、上場株式等に係る配当所得等の分離課税におきまして特定公社債の利子が対象として追加されましたことにより、見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、規定の整理を行うものでございます。

附則第12項、株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されましたことにより、見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、規定の整理を行うものでございます。

次に、1ページから2ページをお願いいたします。新附則第13項、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、上場株式等に係ります譲渡所得等の分離課税が新設されまして、上位法規定の新設に合わせまして規定を新設するものでございます。改正前の欄、附則第13項及び附則第14項、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除に係る国民健康保険税の課税の特例及び附則第15項、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰り越し控除等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、いずれの附則も単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえまして法附則の規定の削除によって規定を削除するものでございます。

附則第16項、先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、附則の条文改廃によって附則第16項を附則第14項に繰り上げるものでございます。

次に、2ページから3ページをお願いします。附則第17項、先物取引の差金等決済に係る損失の繰り越し控除に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえまして、法附則の規定が削除されたことに合わせまして規定を削除するものでございます。

3ページ、附則第18項、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、附則の条文改廃により附則第18項を附則第15項に繰り上げるものでございます。

附則第19項、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、本文方式の改正により規定の整理を行いまして、同項を附則第16項に繰り上げるものでございます。

次に、4ページをお願いします。附則第20項、条約適用配当等に係る国民健康保険税の特例でございますが、上位法改正により条約適用配当等に係る分離課税として特定公社債の利子等が対象に追加されましたことから規定の整理を行い、同項を附則第17項に繰り上げるものでございます。

次に、4ページから5ページをお願いします。附則第21項、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございますが、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえまして法附則の規定が削除されたことにより、規定を削除するものでございます。

附則第22項、平成22年度以降の国民健康保険税の減免の特例でございますが、附則の条文改廃により同項を附則第18項に繰り上げるものでございます。

次に、議案書の附則をお願いします。第1条は、施行期日を平成29年1月1日からと規定するものでございます。ただし、第1条第1号から第3号に掲げます規定は、公布の日から施行するものでございます。第2条第1項は適用区分でございまして、前条第1号及び第2号の改正規定は平成25年度以降の年度分から適用し、平成24年度分までにつきましては従前と同じ扱いと規定するものでございます。第2項につきましては、前条第1号及び第2号の改正規定を除くものは平成29年度以降の年度分から適用し、平成28年度分までにつきましては従前と同じ扱いと規定するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特にならなければ質疑を終結したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第116号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第116号議案は、可決することに決定しました。

---

### 日程第13 第117号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第117号議案、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第117号議案の提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

本議案は、神河町介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、第115号議案同様、延滞金の割合の見直しが平成26年1月1日から施行されるに当たり、地方税法の例により、延滞金の割合を規定している本条例について同様の改正をするものでございます。また、あわせて文言等の修正を行うものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、税務課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。第117号議案の詳細説明をさせていただきます。

このたびの介護保険の一部改正につきましては、先ほど町長が提案説明で申し上げましたとおり、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、延滞金の割合の見直しが平成26年1月1日から施行されるに当たりまして、介護保険料の延滞金の割合につきまして改正するものでございます。なお、町民の皆様には負担増となる改正ではございません。あわせて、文言等の修正をするものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。1ページをお願いします。条例第7条、延滞金でございますが、延滞金の条文、条項につきまして、神河町後期高齢者医療に関する条例と同様とするため、同条第1項、同条第2項及び同条第3項中の規定を改正後の欄、同条第1項中において下線部のとおり所要の規定の整理を行い、同条第4項中「あたり」を漢字の「当たり」に、「うるう年」を「閏年」に改め、第4項を第

2項に繰り上げるものでございます。

次に、附則第6項、延滞金の割合の特例でございますが、本年6月の定例議会で町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして御承認をいただいたところでございますが、その改正の中に延滞金の割合の見直しがあり、本改正はその内容と同様でございます。改正内容は、延滞金の割合、年14.6%を超えまして、国内銀行の前々年10月から前年9月における貸し出し約定平均金利に1%を加算した割合を特定基準割合とし、特定基準割合を適用する年につきましては、年14.6%の割合にあっては特例基準割合に7.3%を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては特例基準割合に年1%を加算した割合とします。ただし、加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合とする内容でございます。

次に、議案書の附則をお願いします。第1項は施行期日を平成26年1月1日と規定するものでございます。第2項は延滞金に関する経過措置でございますが、改正後附則第6項の規定は平成26年1月1日以降について適用し、それまでのものは従前と同じ扱いと規定するものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑。

藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 藤原でございます。

介護保険条例ということで、第7条のほうで納付する保険料、ですから本税に相当すると思うんですけども、それが2,000円以上であるときはということで書いてあるんですけども、税外収入のときなんかは大体1,000円っていうのが基準になると思うんですけども。延滞金の計算において1,000円っていうのが基準になって、それに対して税金が、延滞税が計算される。確定金額に100円未満があるときは切り捨て、もしくは1,000円未満は切り捨てというのが一応原則だと思うんですけども、ここで2,000円っていうのが原則になるのはどういう理由なんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 税務課長。

○税務課長（玉田 享君） この介護保険条例の一部改正につきましては、従前の条文を第1項、第2項、第3項の分を第1項でまとめておりまして、内容的には改正前の条例の内容と全く同意でございます。

○議長（安部 重助君） ちょっと再度。

日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 済みませんでした。ちょっと私読み違えてまして、基準同じになります。1,000円未満の場合は切り捨てで、2,000円以上に対してというのが両方もやっぱり同じになりますんで、今の質問は取り下げます。申しわけありませんでした。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほかに質問ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論のある方、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第117号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第117号議案は、可決することに決定しました。

---

#### 日程第14 第118号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第118号議案、神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第118号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、第115号議案及び第117号議案同様、延滞金の割合の見直しが平成26年1月1日から施行されるに当たり、地方税法の例により、延滞金の割合を規定している本条例について同様の改正をするものでございます。また、あわせて文言等の修正を行うものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。それでは、詳細につきまして説明をさせていただきます。

この条例も同じく上位法の地方税法の改正によるものでございます。その背景といたしましては、最近の低金利状況を国において勘案をされ、国税において延滞金の割合の特例が市中金利を踏まえた水準に見直され、地方税も同様の見直しが行われたことによるものでございます。このことにつきまして町民さんへの影響としましては、延滞金に

つきまして、1カ月以上の延滞金につきましては、現行では本則14.6%、これが現在の公定歩合の数字で当て込みまして14.6%が9.3%になるという試算がございます。それから、1カ月以内につきましては、本則で7.3%としておりますけれども、特例によりまして現行では4.3という数字になるわけですが、これが改正後は3.0%になるという、現在の公定歩合等の数字を当て込みますとそういうふうな数字になるわけでございます。影響につきましては、延滞金についての軽減がなされると、目指すところは早期納付を促す観点もございましてということでございます。

それで、条例の改正の内容ですけれども、同じことの繰り返しになりますけれども、まず現行の延滞金は、滞納後の期間が1カ月以内については早期納付を促す観点から低い金利7.3%になっており、さらに各年の特例基準割合、これは前年の11月末日の旧の公定歩合4%を加えた率でございますけれども、これが7.3%未満の場合は特例基準割合とするとされておまして、1カ月を過ぎればこの特例がなくなるわけでございます。今回の改正点につきましては、先ほどから出ておりますように、上位法の税率の改正にあわせて利率の計算方法が改正されたことによるものでございます。

それでは、改正条文の議案資料の新旧対照表で御説明をいたします。まず、改正前のアンダーラインの1行目の冒頭、「被保険者又は連帯納付義務者」の部分が改正後、これは高齢者の医療の確保に関する法律でございますけれども、「法第108条に規定する普通徴収に係る保険料の納付義務者」に変わります。それから、改正前のアンダーライン3行目の中ほど、「当該納付金額」につきましては、改正後、2行目ですが「納付する保険料の額」と変わってまいります。それから、改正前のアンダーライン4行目の後半ですが、「当該納付金額につき」としておりますのを、改正後は「当該保険料の額に」と変わっております。それから、改正前のアンダーライン、下から2行目ですが、「延滞金額が10円未満である場合においては、この限りでない」というものを、改正後は「延滞金の確定金額に100円未満の端数を生じたとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる」と改正をしております。

2項でございますけれども、同じ意味でございますが、「うるう年」を「閏年」に改正をしております。

その下の附則でございますけれども、第3条の改正前の「延滞金額の」を、改正後は「延滞金の年14.6パーセントの割合及び」と改正をしております。それから、改正前のアンダーラインの2行目から5行目にかけては、改正後につきまして、これは特例基準割合の解説をしたものでございますけれども、改正後のアンダーラインの3行目の括弧書きでございます、「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」と改正をしております。それから、改正前のアンダーライン、下から1、2、3行につきましては、年7.3%未満の場合の説明をしておりますけれども、改正後につきましては、その内容が、括弧を省略いたしまして、「その年中においては、年14.6パー

セントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合」、裏面でございますが、「とする。」としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第118号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第118号議案は、可決することに決定しました。

---

#### 日程第15 第119号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第119号議案、神河町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第119号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

これまで法定外公共物使用料の延滞金の徴収に関しましては本条例において定めておりましたが、町税外収入金に該当することから、延滞金の率及び端数処理など徴収方法を定めた規定を、地方税法の改正による延滞金の率の引き下げにあわせて改正されます神河町税外収入金の延滞金徴収条例を適用する規定に改めるものでございます。また、減免規定につきましては、神河町税外収入金の延滞金徴収条例に同様の規定がありますので、削除するものです。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、地籍課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地籍課長。

○地籍課長（藤原 靖彦君） 地籍課の藤原でございます。第119号議案について御説明いたします。

まず、本条例の改正の背景にあるものについてでございます。現在の低金利の状況を踏まえまして、納付者の負担を軽減する観点から行われました国税や地方税の見直しに合わせまして、115号議案では神河町税外収入金の延滞金徴収条例の一部改正がなされ、また延滞金の利率の引き下げが行われております。町長が提案説明で申し上げましたとおり、町税外収入金である法定外公共物使用料の延滞金の取り扱いにつきましては、これまでは法定外公共物管理条例の中で個別に定めておりましたが、延滞金の率、端数処理など徴収方法について、神河町税外収入金の延滞金徴収条例の規定を適用しようとするものであります。改正後の延滞金の利率につきましては、当分の間引き下げとなります。

それでは、新旧対照表をごらんください。法定外公共物管理条例第15条で個別に定めておりました延滞金について、第15条第1項の全部分になりますけれども、これが改正になります。改正後は「第4条第1項の許可を受けた者が、使用料を納期限後に納付する場合は、神河町税外収入金の延滞金徴収条例（平成17年神河町条例第77号）の規定により延滞金を徴収するものとする。」と改め、神河町税外収入金の延滞金徴収条例第4条に延滞金の免除の定めがありますので、現行の第15条第3項については削除するものです。

なお、この条例の施行につきましては平成26年1月1日から施行といたします。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第119号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第119号議案は、可決することに決定しました。

---

日程第16 第120号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第120号議案、神河町町営住宅設置条例の一部

を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第120号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

町営住宅家賃の延滞金率は、地方税法に規定する率を引用していましたが、本年3月8日に公布しました神河町債権管理条例において、同家賃は私債権として区分いたしました。私債権に係る上位法は民法であるので、延滞金率を民法に規定する率へ改正すること及び文言等の修正及び関連条例との整合性を図る改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては住民生活課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

町長の提案説明とダブりますけれども、上位法の地方税法が改正をこのたびされました。この際に制定しました債権管理条例におきまして、家賃は私債権であるという区分をしておりますので、私債権の該当する上位法は民法であるということで、それにより税率等の改正を行うものでございまして、町民さんへの影響としましては、延滞金、現在、現行が年14.6%、1カ月以内につきましては7.3%のところを、いずれも言葉が違いますけれども、遅延損害金となりますけれども、年5%になるということで軽減をされるわけでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。18条のタイトルでございます、改正前は「延滞金の徴収」としておりました、これは地方税法上の表現でございまして、このたびは「及び遅延損害金」といたしております。このことにつきましては、家賃に关します社会一般通念上の言い方ということで、法制課でこの文言を引用しております。

次に、18条の第2項でございますけれども、まず、改正前の主語が「入居者は」、その末尾「納付しなければならない」としておりました。それを改正後、「町長は」、末尾「徴収する」というふうに変更をしております。それから、先ほど申し上げました改正前の延滞金率、年14.6%、1カ月以内7.3%を、改正では遅延損害金、年5%としております。

それから、第3項でございますけれども、一番最後のアンダーラインとその上でございます、「延滞金額を減免」としてございますけれども、改正後につきましては、「取扱いについては、神河町税外収入金の延滞金徴収条例の規定を準用する」としております。

詳細につきましては以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。

実は、第115号議案からこの120号議案、いずれも上位法の改正に伴うて現行の町条例、関するもののいわゆる上位法との整合性について整理をしたと、これの一語に尽きると思うんです。

それはそれといたしまして、私が総務課長にお尋ねした公債権と私債権のこの話なんですが、実はたびたび話、説明の中に出てきました債権管理条例、これ制定いたしましたね。それに大いに関連するわけですが、あそこで明らかになったのは、水道料金は、これは公債権であると、ところが下水道の事業は、これは納入の義務も含めて私債権の分類に入ると、こういうことでございます。ただいま説明はありました住宅家賃、町営住宅ですね、これは民法に照らし合わせれば私債権の部に入ると、こういうことでございます。したがって、ただいま申し上げました上水道、それと税の関係、国税はもちろん地方税、そういった類いの、これはもう明らかに公債権の部類であると、きつい法律の縛りによって徴収の義務が課せられておると。徴収する側においては、法で徴収の強い権利が与えられておると、こういう認識をしとるわけなんです。実は、この私債権のうちでも住宅と、それから町が何ぼか民間に対して土地の貸与、有料貸し付け、こういったことも何ぼかやとるはずなので、こういったものも私債権に当たるんじゃないかと、こういうふうに思いますので、土地の貸し付け、それに類するものでこういうものがありますよっていうのを、この際、税務課長なりあるいは関連の総務課長、または住民生活課にそういうのがあるかどうかは知りませんが、参考までに説明をいただきたいなど、こういうふうに思います。

○議長（安部 重助君） それでは、まず総務課長のほうから説明願います。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田です。

今御質問のとおりでして、私債権の中に、例えば総務課で管轄してるもので言えば土地、建物等の貸し付け収入というのがございます。御存じのとおり、最近でしたら、まだ今、数年の間無料としてますが、南小田もそうですし、それから老健の土地もそうです、そういったところの土地収入等々につきましては、この私債権に分類されるものということで複数存在をしております。

あと蛇足になりますが、売り払い等を行いましてもこの範疇に入るということでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 続いて、税務課長ありますか。

どうぞ、税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。

税務課に関しましては強制徴収公債権のものばかりでございまして、私債権に関しましては一切ございません。

○議長（安部 重助君） ほかの関連の課でございせんか。住民生活課長、ほかにございせんか。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課は家賃だけかなと思ってるんですが、債権管理条例に記載の部分で私が不勉強な部分もあるので、このことについてはちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） ほかの課はございせんか、特に。

情報センター所長。

○情報センター所長（村岡 悟君） 情報センター、村岡です。

情報センターではケーブルテレビの関係で、ケーブルテレビ料の利用料とインターネット料金が、公債権じゃなくて私債権です。以上です。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

教育課長。

○教育課長（谷口 勝則君） 教育課、谷口でございます。

教育関係では、幼稚園の保育料がございすけども、それにつきましては私債権というふうなことでの分類でございす。以上です。

○議長（安部 重助君） 続いて、病院総務課長。

○病院医事課長兼総務課長（浅田 譲二君） 神崎総合病院の浅田でございす。病院の診療費、それから個室の料金とか、そういったものも私債権の範疇に入ります。以上です。

○議長（安部 重助君） 立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石でございす。

今ちょっと聞かせていただいた中でも、公債権っていうのは非常に限定されたものであると。あとはほとんど利用者から納付していただくっていうのは、私債権がもう圧倒的に多いわけですね。だから、これは債権管理条例を制定によって、お互いに上下水道課、税務課、それから病院、その他住民生活課、そういったところが連携をしながら、できるだけ不良債権を回収していこうという取り組みが数年前から熱心にやられております。先ほどの報告によりますと、税の徴収率は県下一であると、これが単年度だけでなしに、既に数年、3年連続ですか、そういう実績も上がっておると、非常に喜ばしい報告を聞いたわけなんですけど、実は、その私債権、公債権にかかわらず、非常にその滞納者がふえている傾向にあるんじゃないか、これは何とかしなければいけないっていうことで皆さんが取り組みをされた。これはひとつ今聞いただけでもいろんな債権があるということ認識していただいて、今後取り組んでいただきたい。これは、ほったらかしにしておくとか何ぼでもその滞納金がふえて困ると。これも立派な町の財産であります

から、財源確保の上でも重要なことですので、ひとつ各課連携をしていただいてこの徴収率の向上に努めてもらいたい。これは私のあくまでも強い要望でございますが、そういうことでこの問題に取り組んでいただきたい、このことをもって私の質問を終わらせていただきます、この件に関する。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 最後に答弁願います。副町長から決意を。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。

滞納整理対策委員会を設けて、各課それぞれ徴収範囲の職員を寄せて、いつも会議をしているところでございます。それぞれに滞納者が同じような人がいますので、それについていろいろと情報の共有をいたしまして、そして徴収に取り組んでおりますので、今後も精力的に行いたいというように思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第120号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第120号議案は、可決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開を14時45分といたします。

午後2時20分休憩

---

午後2時45分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほどの120号議案につきまして、立石議員からの質問で若干訂正をしたいということの申し出がございましたので、ここで許可いたします。

立石議員。

○議員（2番 立石 富章君） 2番、立石です。

実は、120号議案の審議の際に、私債権、公債権という範疇の中で私が発言した、いわゆる私債権のうちで下水事業、これは全て私債権という感覚で私は物を言ったんですが、一括絡めて下水道という表現をしたんですが、実は、この下水道の事業の中身も事業主体は公営企業ということで一本化しとるんですが、建設の経緯から特環公共という、いわゆる公共下水でやった部分と、それからコミプラ、その他農集落排水、それと小型合併槽、これぐらいの事業の形態があるんですが、これは細かく言えば、特環公

共でやった分は公債権がついていると、あとの分については若干扱いが違いますよって  
いう細かい規定があるようでございますんで、そのことだけちょっと訂正をさせていただ  
いておきます。以上です。

○議長（安部 重助君） それでは議題に入ります。

---

日程第 17 第 121 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 17、第 121 号議案、神河町立学校施設使用料条例の  
一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 121 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げ  
ます。

本議案は、神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。  
本条例は、町民の社会教育その他公共のために町立学校の施設を使用する場合の使用料  
について必要な事項を定めておりますが、その条例に定めている学校施設使用許可申請  
書・許可書の様式を改正するものでございます。

改正内容は、申請書欄に「施設を暴力団の活動にしないことなどの宣誓」を、許可欄  
には「暴力団等であることが判明した場合には、許可を取消す場合があることなど」を  
追加するものでございます。

当町は、神河町暴力団排除条例を本年 4 月 1 日から施行し、去る 10 月 19 日には福  
崎警察署長との間において、神河町が行う全ての契約等からの暴力団等の排除に関する  
合意書を締結いたしました。これらのことにより、町では暴力団及び暴力団員並びにこ  
れらと密接な関係を有する者を契約の相手方としないよう措置を講じていくこととして  
おります。その措置を実行するための規定として、神河町契約事務等からの暴力団等の  
排除に関する要綱を施行しており、第 14 条で行政財産の使用許可に係る許可の条件に、  
許可を受けた者が暴力団等に該当する場合には許可を取り消すことができる旨が記載さ  
れている場合において講ずるものとするとの使用の取り消し規定を設けています。この  
規定を受け、各施設等の使用許可申請書及び許可書の様式変更が生じたものでございま  
す。条例では、本件 1 件でございますが、規則で 23 件、要綱で 1 件、規程で 1 件の計  
26 件の改正が必要となっており、12 月中に全て改正作業を完了し、平成 26 年 1 月  
1 日から統一的に施行するものでございます。

なお、これら 26 件の様式の改正内容は、本件の改正内容に準じて行う予定でござい  
ます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑特にないようでございます。質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第121号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第121号議案は、可決することに決定しました。

---

### 日程第18 第122号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第122号議案、神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第122号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町建設残土砂等処分地設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

平成24年8月10日に可決、成立した社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が、同月22日に平成24年法律第68号として公布されました。政府は、本年10月1日に消費税改正を閣議決定し、消費税の税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げられることとなりました。神河町建設残土砂等処分地設置条例第9条で使用料の納付を規定し、別表でその単価を定めておりますが、今回の法改正に沿って単価の改正を行うものであります。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。それでは、詳細につきまして説明をさせていただきます。

この単価の改正の経緯、考え方といたしましては、県から本年10月23日付で消費税税率引き上げに伴う廃棄物処理に係る手数料等の取り扱いについての通知がございました。内容の要約は、廃棄物処理に関し、徴収する手数料等について、消費税の円滑かつ

適正な転嫁がなされるよう適切な対応をされたいというものでございました。町としましては、当産業廃棄物処理事業が消費税納税対象の事業であることから、県の指導に従い、このたび使用料の単価改正を行うものでございます。

それでは、提案資料の新旧対照表をごらんください。改正前を見ていただきますと、町内のものは100キログラム当たり157円です。これは税抜き価格150円に1.05を乗じた額、157.5円から小数以下を切り捨てたものでございます。一方、町外のもの、つまり公共事業に伴う土砂、土砂等ではなく土砂でございますけれども、同様にいたしまして178.5円から178円としているものでございます。改正後は、税抜きの価格に1.08を乗じ、端数を切り捨てた価格で、町内のもの162円、町外のもの183円と改正するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） ここで、さらに追加説明を太田財政特命参事をお願いいたします。

特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。

消費税の課税方針につきましては、両常任委員会でもお話ししましたが、ここで再度その方針についてお示しします。

平成25年10月1日の閣議決定で、平成26年4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられることになりました。公共料金等の消費税については、総務省から次のように通知が来ています。各地方公共団体におかれましても、消費税率の引き上げに伴う公共料金等の改定について、税負担等の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、平成26年4月1日の消費税率の引き上げに向け、適切に対処するようお願いいたします。以上、抜粋でございます。したがって、神河町も対象の料金については引き上げることを原則としています。なお、税務署への消費税の申告は、一般会計には義務がありません。そして、納税もしておりません。しかし、特別会計には申告の義務があります。そのことによって、上下水道事業、産業廃棄物処理事業は課税されています。病院事業も保健医療費以外は課税されています。また、指定管理や委託に出している観光施設等も課税されています。消費税の引き上げによって、神河町一般会計歳出における負担は約7,000万円と見込んでおります。これらの負担の財源として、投資的経費や維持補修費は、原則事業費の縮小で穴埋めすることになります。施設の光熱水費や備品等に消費税引き上げがありますので、使用料等の財源があるものについては転嫁する方針であります。

なお、住民基本台帳証明手数料や町営住宅家賃等は、消費税法別表によりまして非課税となっております。

神河町の予定でございますが、まず一般会計の使用料等でございます。引き上げる方向で他市町の状況も踏まえて検討していますが、近隣の市町の状況を見ますと、平成2

6年4月には実施しないようです。神河町も、この時期については近隣市町と歩調を合わせたいという考えでおります。したがって、来年4月1日には引き上げをしない方向でございます。

なお、料金について政策的に安価に決定しているコミュニティバスや子育て世代の支援として幼稚園使用料、保育所保育料については引き上げしない方針でございます、対象事業の一律での引き上げは考えていません。

産業廃棄物処理事業は、平成26年4月1日から引き上げでございます。

病院事業につきましては、医療費は消費税法で非課税となっておりますが、自由診療、差額ベッド、健康診断、予防接種等は課税ですので、引き上げて税務署に納めなければなりません。これは平成26年4月1日からの引き上げでございます。

上下水道事業でございますが、神河町の水道料金、下水道料金は県下でも高いことから住民への大きな負担となっておりますので、今回は見送ることとしました。考え方としまして、消費税相当分を値下げするということでございます。なお、税務署に支払う消費税の財源については、一般会計からの繰出金を充当しないことを原則としております。

指定管理施設、第三セクター、観光施設等でございますが、引き上げするかしないかはそれぞれの管理者の運営方針に任せますが、引き上げしないことによって指定管理料の値上げがないように依頼しています。ただし、入場料等の限度額を定めている条例につきましては、全て引き上げの改正を行います。

施設の個々の具体的な内容は、条例の説明にあわせて担当課長から説明をいたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。

この本議題より太田参事の説明に及ぶ内容でもよろしいでしょうか。

○議長（安部 重助君） 結構です。

○議員（13番 山下 皓司君） ちょっと資料を見せてもらいますと、一般会計で7,000万、それから特別会計で6,000万、合わせて1億3,000万ほどが、今回の5%から8%の改正によって必要経費が出てくるというようなことが内部調整会議の資料に書いてありますね。それを受けてなんですが、私はそこでちょっと捉え方が違うと思ったかもわからへんのですが、やはりその分については、今、財政課長が、投資的経費についてはいわゆる事業費の縮小でカバーするといったような方針であるということでしたんですが、その前にも1億3,000万ぐらいのお金をどうするかいうちょっと懸念持ったんですけど。やはりもちろん消費税が上がると消費税の一部が地方に回ってくると、それもまた地方交付税にマイナスの要因になるのかもわかりませんが、どっちにしてもやはり後ろ向きじゃなしに、例えば財源確保といったことについて、やは

り財政担当参事としては一步踏み出してもらわんとあかんのちゃうかなと思うんですが、その辺について今の現状で、もう少し明るいものがあるんやないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田です。

消費税交付金は、地方分につきましては約6,000万か7,000万、交付がふえます。この一般会計の7,000万とたまたま金額的に同じなんですけども、この交付金につきましては今、国が交付するわけなんですけども、逆にほかのものが減ってくるのではないかという予測がされております。

ゴルフ場利用税につきましては、なくすという話もあったんですけども、先日26年度もそのまま残るということはありました。あと自動車税、自動車取得税とそれから揮発油税、そのようなものにつきましても引き下げるという検討がされております。そのようなこともありますので、枠としては、事業費総額としてはほかにふえる要素がございませんので、投資的経費につきましては、その投資的事业が、例えば10あったとしたら9つしかできないという考え方でございます。ほかに財源が出てきましたら、それはそれで10あるものでしたら10するということができますが、その財源がないということで、例えば10ある事業でしたら9しかできないというようなことを言いました。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。

ここで議論しても、もっともっと大きな問題ですので解決しませんし、答弁ももらえないと思うんですけども、やはりそういったいわゆる消費税の増税というのは非常にいろんな面から問題があるんですけど、地方自治体においても大きな影響があるわけですから、やはりおっしゃったように、例えば物件費とか等については、それにかかってくるものについては経費の節減ということも当然考えておられるでしょうし、考えんとあかんと思うんですが、今からまちづくりのために必要な財源確保というもんについては一步踏み込んだ捉え方で、やっぱり小さな町ですけど財政担当参事としては取り組んでほしいなど、難しいことはよくわかっておりますけれども、ひとつお願いをしておきます。何かいい考えを持っておられたらコメントしていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） もとより補助とか交付税もできるだけ多くいただけるような、あれも報告物で申請するんですけども、できるだけ多くいただけるように努力してまいります。以上です。

○議長（安部 重助君） ここで、第122号議案に戻ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 特に質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第122号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第122号議案は、可決することに決定しました。

---

### 日程第19 第123号議案から第131号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第123号議案、神河町観光交流センター設条例の一部を改正する条例制定の件、第124号議案、神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件、第125号議案、神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件、第126号議案、神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件、第127号議案、神河町わくわく公園条例の一部改正する条例制定の件、第128号議案、神河町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定の件、第129号議案、神河町水車公園条例の一部を改正する条例制定の件、第130号議案、神河町神崎木工芸センター条例の一部を改正する条例制定の件、第131号議案、神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件、以上の9議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第123号議案から第131号議案まで関連がありますので、一括で提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

繰り返しになりますが、123号議案については神河町観光交流センター設置条例の一部を改正する条例制定の件、第124号議案、神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件、125号議案、神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件、第126号議案、神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件、第127号議案、神河町わくわく公園条例の一部を改正する条例制定の件、第128号議案、神河町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定の件、第129号議案、神河町水車公園条例の一部を改正する条例制定の件、第130号議案、神河町神崎木工芸センター条例の一部を改正する条例制定の件、第131号議案、神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件、以上9件の条例改正であります。

改正理由は、第122号議案同様、消費税の改正に伴うもので、各観光関連施設の使

用料等の金額を改正するものであります。

改正内容は、来年4月1日から使用料等に係る消費税を5%から8%に変更するもので、利用者への周知期間を3カ月間設けることから今回提案するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、議案ごとに地域振興課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課の野村でございます。

それでは、第123号議案から第131号議案につきまして、観光交流施設が対象でありますので、一括して御説明申し上げます。

これは町長が申し上げましたとおり、消費税が5%から8%に引き上げられることに伴い、各施設の使用料を引き上げるものでございます。使用料の考え方としましては、現在の使用料には5%の消費税が含まれていますので、使用料を1.05で割りまして課税前の金額を算出して、それに1.08を掛け、1円台を四捨五入して10円単位としたものであります。

それでは、123号議案の神河町観光交流センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を御説明申し上げます。

2枚目の新旧対照表で御説明申し上げます。右側が改正前の料金であります。これを1.05で割り戻して1.08を掛けて、さらに1円台を四捨五入いたしております。会議室の昼間の料金は1時間当たり250円ですが、これを1.05で割り戻しますと238円となります。これに1.08を掛けますと257円となり、1円台の7円を切り上げて260円としております。以下、それぞれの使用料も同じ考え方で改正しております。

続きまして、124号議案の神河町神崎いこいの村条例の一部を改正する条例制定の件について御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。12名定員のコテージの大、大きいほうでございますが、宿泊で3万2,000円でして、これを1.05で割りますと3万476円となります。これに1.08を掛けますと3万2,914円となり、4円を四捨五入して新料金は3万2,910円となります。以下、最後の村民登録会費まで同じ考え方で料金を改正しております。

続きまして、第125号議案の神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件について御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。ふるさと村につきましては、ログコテージ、杉ん子キャビン、テントサイトでは使用料金表の金額に車の駐車料金が入っておりません、改正前につきましては。別途に記載してありました。このため利用者とのトラブルも若干生

じておりました、料金をもらう際に。この際、1台分の駐車料金を含めた使用料に改正したいと考えております。

まず、ログコテージですが、1万8,000円となっていますが、これに車1台分の駐車料金1,000円を加えた料金1万9,000円をいただいております。この1万9,000円を1.05で割りますと1万8,095円となりまして、これに1.08を掛けますと1万9,542円となります。2円を四捨五入しまして新料金は1万9,540円としておりまして、表の中にも車1台分の駐車料金を含むと明示しております。

フリーサイトのテントにつきましては、改正前は持ち込みテント料金2,000円と車1台分の駐車料金1,000円の3,000円を徴収しておりました。これも若干わかりにくい面がございましたので、改正後はフリーサイトとして記載しております。

お山のテントサイトにつきましては、平成17年度に整備いたしました。当時条例を改正せずにフリーサイトと同じ、フリーサイトといいますのは管理棟の上のグラウンドでございます、グラウンドにテントを張っていただくと。そのとこと同じように、フリーサイトと同じ3,000円の料金を徴収しておりましたので、今回条例に新たに記載したいと考えています。

オートキャンプ場につきましては車を乗り入れるのが当たり前ですので、改正前の料金5,000円は駐車料金込みのものとなっております。

最後の入村料につきましては、改正前は1人300円、3歳から小学生までを200円としておりましたが、改正後は大人と小人とに分けて、中学生以上は大人、3歳から小学生までを小人としたいと考えています。

続きまして、126号議案、神河町神崎農村公園条例の一部を改正する条例制定の件を御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。入園料を定めたものですが、改正前は4歳以上の小学生までは500円でしたが、これを1.05で割った476円に1.08を掛けますと514円となりまして、4円を四捨五入して510円としております。以下、それぞれの入園料も同じ考え方で改正しております。

続きまして、第127号議案、神河町わくわく公園条例の一部を改正する条例制定の件を御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。バーベキューコーナーにつきましては、改正前は1卓につき1万円となっておりまして、これを1.05で割りまして1.08を掛けますと1万285円となりまして、5円を四捨五入して1万290円としております。以下、公園貸し切りの料金も同じ考え方で改正しております。

続きまして、第128号議案、神河町農村環境改善センター設置条例の一部を改正する条例制定の件を御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。多目的ホールにつきましては、改正前が1時間当たり2,310円となっておりまして、これを1.05で割りまして1.08を掛けますと2,

376円となりまして、6円を四捨五入して2,380円としております。以下、それぞれの使用料も同じ考え方で改正しております。

続きまして、129号議案、神河町水車公園条例の一部を改正する条例制定の件を御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。1時間以内の料金につきましては、改正前が町民は1時間当たり1,400円となっていて、これを1.05で割りまして1.08を掛けますと1,439円となりまして、9円を四捨五入して1,440円としております。以下、それぞれの使用料も同じ考え方で改正しております。

続きまして、第130号議案、神河町神崎木工芸センター条例の一部を改正する条例制定の件を御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。会議室につきましては、改正前が1時間当たり500円となっていて、これを1.05で割りまして1.08を掛けますと514円となりまして、4円を四捨五入して510円としております。施設使用料も同じ考え方で改正しております。

続きまして、第131号議案、神河町グリーンエコー笠形体育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件を御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。体育館のアリーナにつきましては、改正前が片面使用は1時間当たり300円となっていて、これを1.05で割りまして1.08を掛けますと308円となりまして、8円を四捨五入して310円としております。以下、それぞれの使用料も同じ考え方で改正しております。

以上、第123号議案から第131号議案まで御説明申し上げましたが、条例に規定しています使用料金は各施設での料金徴収の上限を規定しているものでありまして、このとおりに徴収するかどうかは各施設の指定管理者に任せております。経営面で新料金にしたほうがよいと指定管理者が判断すれば値上げされますし、据え置いたほうがよいと判断されれば据え置いた料金の徴収となります。

ヨーデルの森につきましては、入場料金は今のまま据え置いて中学生以上1,000円、4歳以上小学生まで500円、65歳以上は800円としますが、年間パスポートは、現在4歳以上1,500円、中学生以上3,000円としておりますので、これらはそのままの料金で据え置き、園内での食事料金や体験料金、お土産等は値上げすると聞いております。

グリーンエコー笠形につきましては、入村料は200円のままとして、入浴料金は、現在大人500円、子供400円の料金で運営しておりますのでそのまま据え置き、レストラン2階の和室につきましては、1人1泊2食で1万5,430円となりますが、近隣類似施設と比べて高過ぎますので1万230円での料金で運営し、食事やお土産の料金等は消費税分を値上げすると聞いております。

峰山高原ホテルリラクシアとホテルモンテ・ローザにつきましては、神河町宿泊施設

条例で規定していきまして、利用料金として1人1泊5万円の範囲内において町長の承認を得て定めると規定されております。現在の運用では1人1泊2食つきで1万2,000円から程度となっていて、スイートルームを使用した場合でも2万5,000円でありますので、今回の条例改正には上げておりません。

ほとんどの施設におきまして、使用料金や飲食の代金等は8%の消費税として徴収する予定となっております。

以上で御説明を終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

これより9議案に対する質疑に入ります。

なお、質問される方は、先に議案番号を述べた後に質問していただきますようお願いしておきます。質問のある方どうぞ。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。

今回の消費税改正に伴う値上げは当然理解するものでありますが、町長が観光戦略の中で100万人の交流人口を目指すというふうな基本方針を立てられておきまして、今回123号以下についても、町外の方の料金を町内の方よりも倍額近く徴収するというようなことについては、この条例がさきに提案された当初にも話をしておりますけれども、ほかの町、公的な施設でも町内町外を区別しないような事例もたくさんあります。にもかかわらず、町長の基本方針と逆らうようなこの使用料等とか入園料の差をつけることについて、町長のお考えを伺います。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） このたびの消費税改正に伴って、使用料金の改正を今定例議会で提案をさせていただいたところでございます。観光戦略をさらに強化していく、そのための観光交流人口を増加していく、100万人を目指すんだということで、この目標は当初から変わっていないわけでございます。その基本的な考えの中でのこれまでの料金改定であったわけでございます。この間、議会におきまして、料金の取り扱いについて質問もいただいているところではございますが、担当課、そしてまた指定管理の業者等々との協議の中で現在の料金設定をしているところではございます。私の考えの中には、この基本方針と今回の料金設定がちぐはぐになっているという考えには、そういう考えにございません。この現行の料金体系の中で、さらにPRをしていきながら利用率を上げていきたい、このように考えているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 町長の説明はわからなくてもいいですけども、例えば町長さんがお友達を連れられてお金を支払われるときに、町外から来たお客さんは、例えば2,000円いただきますよ、町長は1,000円です言うた、その町外の人のお気持ちを察するとき、せっかく神河町は大手を振って100万人というふうなことで誘致を

されてるけれども、そのあたり対象になった方の気持ちはあんまりいい気持ちがないと思うんで、神河町は町を挙げて外から来られるお客さんを歓迎しているんやいうふうな態度をいろんなところで示さなあかん。それは心で示すものもあれば、このように金額で示すものもあると思いますので、これらについては改正すべきでないかいうふうに私は思いますので、再度お願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 赤松議員の御意見につきましては御意見として受けとめさせていただいて、なお、同様の質問についてはこれまでの議会の中でもあったところではございますが、神河町の収益を上げるという部分での現状を踏まえながら、現時点での料金改正ということについては、今回の消費税の改正に伴っての改正にとどめたいというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（安部 重助君） 担当課長から再度説明いただきます。

地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。

赤松議員の御質問、町長の説明、そのとおりでございます。私どもとしましては、町外料金としている分が正規の料金であると、その施設の価値的にはそれが本来の姿であろうというふうには思っておりますが、神河町、小さい町で各観光施設を経営しております。指定管理料はほとんど払っておりませんが、修繕費等、やはり町がかなり多くの部分を負担しております。その分、町の一般会計に施設修繕費がそれなりの割合を占めてるということも含めまして、町民の方についてはそれだけ還元させていただこうと、料金面で還元させていただいてるというふうに私は捉えております。安い料金で入りたいというお考えの町外の方がいらっしゃいましたら、神河町のよさを十分認識させていただいて、神河町に移住していただければ全く町民と同じ扱いになりますんで、そういう面も含めて神河町への人口増を何とか交流人口からの定着にもつなげていきたいと思っているのが私どもの考えでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 料金について町内、町外に差があるという部分につきましては、全てにおいてそういう設定をしているわけではないというところでございます。改めて本日、赤松議員からの御意見については受けとめさせていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。3回目です。

町長また振興課長、双方とも同じ意見で、それは当然やと思うんですけれども、先ほど私が質問しました、逆の立場で、例えば町外の人が1,000円で町内の人500円で、自分が町外の立場に立って1,000円払うと同じように町内の人500円払う状況にあったときに、あなたはどのようなふうに感じられますかというふうなことを尋ねるんです。だから、その回答として、先ほど野村課長さんがお答えになったように

町内の人は安くしとるんですよ、だから、町内に住んでもらったらそんだけ利益がこうむられますよいうふうなことまで町外の人が1,000円払うときにお感じになるかいいうふうな不合理があるんちゃうか、今の説明が本当に他町の人に理解されるんですかいいうふうなところに私は疑問を感じとるよんです。回答があったら回答いただきたいと思えますけれども、このように我が町は人口もだんだん少なくなっていくし、地域の活性化を図るために、観光で、観光立地として将来振興を図るんやいう中で、こういうふうな処置が本当にいいのかいいうふうな疑問を感じてるんです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（安部 重助君） 町長。

○町長（山名 宗悟君） 繰り返しになる部分と、少し補足をさせていただければ、まず基本料金、物の考え方として料金設定をする。しかしながら、その中で町内の町民についてはその半額をいただくという考え方であろうかなというふうにも思うわけでありま。なぜそのようにするかということにつきましては、もっともっと町内の住民の皆様方に施設を利用していただきながら、そしてその施設の中でさらに購買意欲を高めていただく、利用率を高めていこうと、そういった考え方が、例えば農村公園のヨーデルの森の料金設定を決める上においてもあったように考えているところであります。町民の神河町にある施設ということで、神河町のみならず、ほかの自治体でも同様の料金形態をとっているところもあろうかと思いますが、私どもの考えとしては町民の皆様方にどんどんどんどん使っていただきたい、利用率を上げて、そこからの経済効果というところを一つの目標としてこの料金体系を設定させていただいたというところでございます。

しかしながら、赤松議員が本日質問されました内容につきましては、これまでの議会の中でも質問があったところでございます。そのことについては十分受けとめはさせていただきながら、より利用率が上がって、そして喜んでいただく、その結果として経済効果が高まるような、そういうことを基本にこれからも考えていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林議員。

○議員（1番 小林 和男君） 今の赤松議員の料金設定の町内と町外の差についての関連質問します。

これはもう以前のこの料金設定のときに、私同じこと言うたんですけども、都会の知り合いとか、また一つのグループであって、他市町から我が町へ宿泊とか観光に来られたお客さんの目線から見れば、やっぱり田舎のエゴやいうふうな見方をされます、直接言われました。また、この間福崎町の文殊荘で1泊することがあって、福崎町の町民さんは500円か600円で他の町の人には1,000円やと。もともとが宿泊が1,000円いうたら安いことは安いんですけども、それでも差があることに対して、ほかから来ら

れた方がやっぱり疑問の声が出ました。

ですから、今まではそういったおらが村の財産やいうふうな認識があったんですけども、今からそういった考え方は、町内、町外をなくして、都会の人に来てください言う以上は、格差があっては違和感があるようです。私はそのように思います。ですから、町内の人も町外の人も同じ料金で利用するんが一番自然な姿でいいんじゃないかと思います。そういった声を聞くことは事実です。ですから、各自治体、それを一括して田舎のエゴやないってそういう言い方されます、言葉の悪い人は。ですから、そういった見方をされることは事実なので、今後この町は観光ということで生き残るのであれば、そういった都会の人の、わずかな差ですから、そういった差をつけないで町内も町外もありませんよ、同じ料金ですよというふうなほうが、来られた方には心が温まって気持ちがよいというふうに受けとめられるんじゃないかと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。

例えば、グリーンエコ笠形で申し上げましたら、利用の6割、飲食面とかそういう面も含めると、6割ぐらいは町内の方が多いかなというふうに思っております。その中で町民入村料、無料であるということ言うて、町外の方は200円いただいておりますが、果たしてそこで200円町民の方からいただけるのか、御理解を得られるのかどうか、それも非常に大きな課題だというふうに思っております。200円今から上げるんやったら、もう使わんとほかのところ行こうというふうなことになるれば、施設経営にとって非常に大きなダメージとなります。その辺の点も踏まえて、ヨーデルの町民無料も含めましてやはり十分検討していきたいというふうには思っておりますが、現在につきましてはこの状況で運営しております、今回は消費税分の条例改正の提案でございますので、そこは御理解何とかいただけたらありがたいと思っております。

今後の課題としましては、前から出ておりますこの件につきましては、町だけじゃなしに施設指定管理者等も十分協議を進める中で、やる以上はばらばらにはできませんので、一斉にやるとするとちょっと時間がかかる。今のままでいこうという結論になるかもしれませんが、検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ただいま赤松議員並びに小林議員からの指摘、今ございましたように、この質問につきましては、また担当委員会のときに十分議論していただいて、正当な料金設定ができるというような形を持っていきたいというふうに思いますので、この件につきましては質疑を終結いたします。

ほかにございますか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。

先ほどの件につきましては、また委員会のときに、過去に施設の見直しの検討委員会、私も委員会に入ってたんですけど、そのときにも話題と出た話でございます。ヨー

デルの森等の資料を出して、ヨーデルの森さんも結論を出しておられます件もありますので、そのデータを資料、お願いしたいと思います。

それと、125号議案の新田ふるさと村の件ですけれども、備考の欄につきまして、今回括弧書きで車1台の駐車料を含むという項目が入っておるんですけれども、これはどういう扱いと考えたらいんですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。

新旧対照表の改正前の欄の裏側見ていただきましたら、7番目に駐車料というのが書いてあります。宿泊1台1,000円、宿泊場所乗り入れの場合、1,000円いただきますよというふうに改正前に書いてあります。これと、ログコテージに泊まれた場合は車を大体乗り入れされますんで、この1,000円と1棟の宿泊料金1万8,000円を足して1万9,000円を今までいただいていたということでございます。それを一つの料金表の中にぼんと書いてあるんじゃないしに、こっちの場所と違う場所と、駐車と宿泊と別々に書いてありましたんで、若干利用者の方への御理解を賜れなかった場合もあるようでございますので、運用としてログコテージ1棟1万9,000円として料金徴収いたしておりますので、それをもとに今回料金改正をさせていただこうというところ。そこで、わかりやすいように、改正後につきましては車1台分の駐車料金を含むと、この中には1,000円分が含まれますよということを明示しているというものでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。

ということは、1台分は含まれてると、その中で2台、3台になれば、ここの項目のように駐車料は徴収するということですね。わかりました。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか特にございませんか。

ないようでしたら、質疑を終結したいと思います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより各議案ごとに討論、採決をいたします。

まず、第123号議案について討論に入ります。討論ございますか。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。123号議案について、反対の立場で討論に参加します。

まず、質問の段階でも執行部より説明を受けましたが、改正の時期として、消費税等の引き上げに伴いまして、この時期が私は最善かと理解をいたしております。

また、反対の理由につきましては、先ほども説明の中で町内の人は半額にしてとどめたいというふうな話もありましたけれども、こういうふうな表現については不適切と私は理

解します。特に高い料金を支払う人の立場に立って物事を考える、また町長の施策の大きな柱の観光交流人口を増加するというふうなことからしたら、当然町外の人でも同一料金であるべきというふうに感じております。支払い側の気持ちになったら、なかなか複雑なもんがございます。先ほども質問の中で言いましたけれども、同じように知人と一緒に行ったときに、あなたは町内の証明がないから料金は倍額ですよと言われたときに、何やこの町はいうふうな気持ちになります。そしたら、ここの施設を再度訪れようかというふうなことが、ちょっとのことでマイナス効果になるのではないかというふうに感じますので、こういうふうな料金設定についてはできるだけ町外、町内の料金差をつけるべきでないというふうなことで、私は反対をいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） 続きまして、賛成討論を求めます。賛成討論ございませんか。  
藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。

この議案も含める中で、先ほど町外、町内の料金格差ということが出ておったわけですが、先ほど言いましたように、施設の見直し検討委員会で、それぞれ施設によっては違いますけれど、例えばヨーデルの森、またグリーンエコーにつきましても資料を出して、町外、町内別、また同じとすればどういう結果が出るかという資料の中で、現在の現状ではこのままが望ましいんじゃないかと、プラスになる材料も大きいということで、現状でいこうということが現在続いております。これも一つ見直しの段階であろうと思っておりますけれど、現状その意見も含める中で今後見直しを十分していただくとともに、今回は検討とする形で、私は賛成といたします。以上です。

○議長（安部 重助君） 続きまして、反対討論ございますか。反対討論ですか。  
小林議員。

○議員（1番 小林 和男君） 1番、小林です。私は、この議案に対して、反対の意見を述べさせていただきます。

まず、観光交流センターといいますと、町の顔になるものです。外部の方いらっしゃるというふうな窓口です。その一番窓口の玄関先で、町内の人、町外の人というふうな振り分け料金設定があるということに不合理を感じます。それでは、ほかの施設は別として、この施設、観光交流センター、観光の窓口としてのこの施設に町内、町外の振り分けがあるということは、どうぞこの町に来てくださいう言葉と心が裏腹にとられます。ですから、本当の真心を持って観光客をお迎えするならば、町内、町外同じ家族ですよ、同じ料金設定ですよというふうなお迎えしたほうが、この町の将来が、目先のことよりか将来を考えますと観光が発展すると思えます。

ですから、この観光交流センターに限っては、反対いたします。

○議長（安部 重助君） 続きまして、賛成討論。  
藤原日順議員。

○議員（11番 藤原 日順君） 11番、藤原でございます。

非常にこの問題というのはデリケートな問題を含んでいるとは思いますが、どちらへ物差しを持ってくるかということだろうと思います。つまり、町外の方が利用される料金が本来利用に対して徴収すべき料金であって、町内の人に対しては特別に割り引くよと考えるのか、町内の人利用料金が本来の徴収すべき料金であって、町外の方は割り増ししてよと考えるかということだろうと思うんです。ですから、私自身は、例えば500円が本来そのサービスに対してもらうべき料金で、町内の人に対しては本来500円もらうべきだけでも250円、税金も納めてる、いろいろそういったのもあるんで、本来の500円じゃなくて250円にとどめておくよというように考えれば、別に矛盾はないのでないかなと思います。ですから、町内外について料金差を求めることについては、別に違和感はございません。

大事なのは、本来、今回議題になっているのは、消費税が5%から8%に上がることのその転嫁分の議論でございますんで、町内、町外について利用料金を区別することについて議論するのはちょっとおかしいんじゃないかなというように思います。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかに反対討論、賛成討論ございますか。

ないようでございますので、討論を終結します。

第123号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第123号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、124号議案について討論に入ります。討論ある方どうぞ。

反対討論のある方。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論のある方。ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでございますので、討論を終結します。

第124号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第124号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第125号議案について討論に入ります。

先に、反対討論のある方どうぞ。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 続いて、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論特にないようでございますので、討論を終結します。

第125号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第125号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第126号議案について討論に入ります。

反対討論の方ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論の方ございますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論特にないようでございますので、討論を終結します。

第126号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第126号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第127号議案について討論に入ります。

反対討論ある方どうぞ。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論のある方どうぞ。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 特にございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結いたします。

第127号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第127号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第128号議案について討論に入ります。

反対討論のある方どうぞ。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。128号議案について、反対の立場で討論に参加いたします。

先ほどの123号議案と同じ理由で、町内、町外の料金の差はつけるべきでないと考え

えます。簡単ですけど、以上です。

○議長（安部 重助君） 続きまして、賛成討論のある方はどうぞ。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに討論ないようでございます。討論を終結します。

第128号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第128号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第129号議案について討論に入ります。

反対討論から求めます。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。129号議案について、反対の立場で討論に参加します。

この議案につきましても123号議案と同じく、町内、町外の料金差を設けるべきでないとは考えますので、反対の立場で討論に参加いたしました。以上です。

○議長（安部 重助君） 続きまして、賛成討論の方どうぞ。賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに討論ある方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

第129号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第129号議案は、原案のとおり可決しました。

続いて、第130号議案について討論に入ります。

反対討論のある方どうぞ。討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 続いて、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第130号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第130号議案は、原案のとおり

り可決しました。

続きまして、第131号議案について討論に入ります。討論ございますか。

赤松議員。

○議員（7番 赤松 正道君） 7番、赤松です。131号議案について、反対の立場で意見を申し上げます。

反対の理由につきましては、第123号議案と同じく、町内、町外の料金差をつけるべきでないと考えます。もって131号議案に反対をいたします。以上です。

○議長（安部 重助君） 続きまして、賛成討論を求めます。賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） ほかに反対討論ございますか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ほかはないようでございます。討論を終結します。

第131号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第131号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を16時10分といたします。

午後3時56分休憩

---

午後4時10分再開

○議長（安部 重助君） 休憩を解き会議を再開いたします。

---

#### 日程第20 第132号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第132号議案、公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第132号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、公立神崎総合病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件についてでございます。

改正理由は、先ほどの議案同様、消費税の改正に伴うもので、本条例の室料差額及び診断書発行等手数料について改正するものでございます。

以上が提案の理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院総務課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願い

たします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

病院総務課長。

○病院医事課長兼総務課長（浅田 譲二君） 病院の浅田でございます。それでは、第132号議案の詳細について御説明を申し上げます。

まず、公立神崎総合病院におきまして使用料手数料条例がございます。これは地方自治法の第228条に基づき制定をされておるものでございます。今回の改正につきましては、公立神崎総合病院といたしまして、先ほど町長が申し上げました、国のいわゆる法改正、消費税の5%から8%への改正、そして現状の病院の経営実態、そして患者様の立場、この3点から病院内部でまず議論を始めさせていただきました。

まず、法令通知等の根拠につきましては、本年8月1日の国の物価担当官の会議の申し合わせ通達がございました。その後、10月1日の閣議決定、そして10月8日の総務省からの通達という通達の内容を踏まえながら、まず病院内で今回の消費税に関する該当項目について議論を深め、今回提案を出しております室料差額、いわゆる個室の料金、そして診断書等を発行しております文書料等、こういう該当項目についての議論を深め、今回条例の改正をしたいというふうに提案をしておるものでございます。

それでは、まず最初に、病院の条例でございます第2条の第2項関係でございますが、室料差額の関係でございます。室料差額と申しますのはいわゆる個室のことでございまして、当院には特別室、準特別室、個室、そして中館に2人部屋といえますか、2床室、ベッドが2つある部屋がございます。それぞれ特別室については1室、準特別室については2室、個室については28室、中館2床室については10室、当院の155床のベッドのうち41床が今回室料差額の改正になる対象の部屋でございます。これまでの122号議案から131号議案までで消費税に関する料金改定の端数計算等につきましては御説明があったので省略をさせていただきながら、病院のほうでは料金のほうを御報告申し上げたいと思います。

それでは、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。分娩料の下にございます室料差額、特別室現行1万5,750円を1万6,200円に、準特別室4,200円を4,320円に、個室3,670円を3,780円に、中館2床室2,750円を2,820円に。この中館2床室につきましては、1人で利用される場合には個室という形で現行では取り扱いをさせていただいております。これらをまず改正したいというところでございます。

そして、次に自費診療というのがございます。無保険でございますとか労災、交通事故、さまざまな要因があるんですけども、そういう自費診療というところで、私どもは健康保険法の点数に準じて1点15円以上20円以内で計算をさせていただいております。これにつきましては、昨年、当町の出身の方で西脇に勤務をされている方がいらっしゃるしまして、通常はそちらのほうで会社の健康診断を受けておられたんですけれ

ども、神河町内に帰ってきて、家族の方から地元にあるんだから地元の病院で健康診断を受けるようにと、できるだけ協力するようにと、何かそういう家族の中で話があったそうでございます。それを受けて、これまで受けておった病院から当院を利用いただいたときに、診察を受け、そしてお金を支払ったときに倍近いお金がかかったと、これまで西脇で受けておった病院の倍近くかかったということが判明いたしまして、大変憤慨をされました。まして公立病院であり、かつ地元の病院でありながら、これまで受けていたところと全然違う料金であるという、こういう事案が発生をいたしまして、病院の内部で検討いたしまして、また他の病院の参考事例をしながら、こちらのほうについては、健康診断等については1点10円という点数に5点の点数を減らしていきたいというふうに改正をしたいものでございます。これによりまして、会社また個人等で健康診断を受けられる場合は、これまでの料金より安く受けていただけるということに改正をしたいものでございます。

次に、第2条第3項関係の手数料関係でございます。こちらのほうにつきましては、普通診断書、証明書、入学でございますとか就職、そういったものに関する文書料というもので現行1,570円を1,620円に、死亡診断書2,100円を2,160円に、死体検案書3,150円を3,240円に、警察用の診断書につきましては2,100円を2,160円に、そして裏面のほうで、特殊診断書及び特殊証明書ということで、生命保険でございますとか裁判所、年金関係、交通事故の診療明細、そういった特殊な診断につきましては3,150円を3,210円に改正したいという内容でございます。

なお、参考までに、その上でございます分娩料につきましても今回私どもは見直しの検討に入りましたが、現場の産婦人科の岩崎ドクターのほうから、何とか現状の経費でやっていきたいということで、今回は改正を見送っております。

ちなみに、平成23年度の当院での出生数は122件、24年度は118件、この118件のうち町内の方は20件で、ほかが町外が98件ということで、里帰り出産でございますとか、そういうふうに御利用いただいておりますところから、現場の産婦人科のドクターもそういう地域医療の核であるので、少子化対策という町の政策も見据えながら現行の料金で何とかやっていきたいというところでございます。

なお、ちなみに病院全体では、24年度決算額で消費税への影響額が約3,800万円と想定をいたしております。そして、今回の室料差額、文書料等の改正によりまして、室料につきましては24年度の稼働率、そして文書料については24年度の発行件数、そういったところを試算いたしますと、総額約200万余りの経費が患者様への負担になってしまうということにもつながりますけれども、やはり公立病院としましても厳しい経営状況もございますので、何とかこのたびは、この消費税相当分につきましては改正をしたいというところでございます。

以上、提案の詳細説明です。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑特にないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

第132号議案を採決いたします。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第132号議案は、可決することに決定しました。

---

#### 日程第21 第133号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第133号議案、平成25年度神河町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第133号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度神河町一般会計補正予算（第4号）でございまして、専決しました補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、職員共済組合追加費用の減額、住基ネットワークシステムの減額とパソコンのウィンドウズXPのサポートが終了するためパソコンを新機種に更新する必要があり、その購入費の増額、財政調整基金の積み立て、参議院議員通常選挙費と兵庫県知事選挙費の精算及び町長選挙と土地改良区総代選挙の無投票によります経費の減額、後期高齢者医療療養給付費の平成24年度分精算金の受け入れ、子ども・子育て支援電算システム構築委託料の増額とその補助金の増額、森林経営計画の計画量増に伴う環境対策育林事業補助金の増額とみどり公社受入金の増額、千ヶ峰・三国岳線開設工事の今年度事業量増による負担金の増額、町イチ！村イチ！2014出展事業の事務費の増額と町村会からの助成金の受け入れ、根宇谷川災害復旧のグリーンエコー笠形親水公園整備事業工事請負費の増額、兵庫衛星通信ネットワーク設備の更新事業負担金の増額、越知谷小学校アクティブセンターの火災報知機等修繕費と長谷小学校防火扉の修繕費の増額、中央公民館空調機配管漏水の修繕費の増額、給食センター2階休憩室の雨漏りやプレハブ冷蔵庫等の修繕費の増額。これらにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ 8,749 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78 億 8,806 万 9,000 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきまして、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。詳細説明をいたします。

それでは、まず 5 ページをお願いします。第 2 表、地方債補正でございます。広域基幹林道開設事業では、現在、朝来農林振興事務所が執行しています千ヶ峰・三国岳線開設事業につきまして、国から要望額以上の交付決定があり事業費が増額となるため、一般公共事業債を 450 万円の増額でございます。グリーンエコー笠形親水公園整備事業は、9 月 2 日の根宇谷川の災害復旧に係る起債で、崩れ石積み等が災害復旧事業に該当しないため、合併特例債を 4,650 万円計上しています。兵庫衛星通信ネットワーク設備更新事業は、平成 4 年度に整備された設備を老朽化により更新するもので、県から 2 分の 1 の負担を求められ、緊急防災減災事業債を 800 万円計上しています。これらによりまして、平成 25 年度、地方債の限度額総額は 8 億 4,726 万 3,000 円となります。

続いて、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

9 ページ、歳入をお願いします。総務費負担金の土地改良区総代選挙負担金は、無投票となりましたので 16 万 4,000 円の減額でございます。

衛生費国庫負担金、未熟児養育医療給付事業負担金 15 万円増額と、一つ飛ばして衛生費県負担金の未熟児医療養育医療給付事業負担金 7 万 5,000 円増額は、受給者が 1 名から 2 名にふえたための増額でございます。

戻りまして、民生費県負担金の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、平成 25 年度分が確定したため 40 万 6,000 円を減額いたしました。

民生費県補助金の子ども・子育て支援システム構築補助金は、地域全体で子ども、子育て世代を支える総合的なシステム導入経費の補助金で、1,222 万 6,000 円を計上しています。これについては 100% の補助となっております。小学校体験活動事業補助金は環境体験と自然学校の交付金確定によって、12 万 6,000 円の増額でございます。

総務費県委託金は、7 月 21 日に執行しました参議院議員通常選挙と県知事選挙の県委託金の精算で、それぞれ 169 万 8,000 円と 387 万 3,000 円の減額でございます。

寄附金で、神河ふるさとづくり応援寄附金は、見込みより多くの寄附があったため 5

0万円の増額でございます。

10ページ、雑入で、環境対策育林事業受入金は、間伐及び作業道の事業計画量の増加に伴うみどり公社受入金の128万8,000円の増額でございます。交通災害共済事務取扱金は、加入世帯数の修正のため3万6,000円の増額、小学校自然学校負担金は、負担金の確定によって13万5,000円の減額、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金清算金は、平成24年度分で1,986万7,000円の増額、町の魅力を訴えるイベント参加助成金は、町イチ！村イチ！2014出店事業の参加経費の町村会からの助成で50万円を計上しております。

町債は、第2表で説明したとおりでございます。

11ページ、歳出でございます。議会費の報酬168万円減額と期末手当46万2,000円の減額は議員死亡退職によるもので、議長交際費は、元議員の葬祭や叙勲が多かったことによりまして6万円の増額でございます。

一般管理費の職員手当は、職員数減等によって200万円の増額でございます。職員共済組合追加費用につきましては、649万8,000円減額で、補正後は2,289万9,000円となっております。職員退職手当組合特別負担金は、退職予定者の増によって344万5,000円の増額で、特定健診団体負担金3,000円増額と旧恩給組合納付金4万8,000円の減額は、実績によるものでございます。以降の少額の人件費については、説明を省略させていただきます。

コンピューター保守点検料の17万7,000円減額は、情報系ハードについて7月に更新したため安くなり、システム更新委託料は住民基本台帳ネットワークシステムで更新内容の変更によって523万3,000円の減額。システム運用維持委託料は、ウィンドウズXPのサポート終了に伴い健康福祉課のシステムを設定するもので、211万7,000円の増額、磁気媒体外部保管委託料は基幹系システムのバックアップ費用で、予定より安くなり、34万8,000円の減額でございます。コンピューター使用料は、情報系ハード更新のため安くなり、6,000円の減額で、備品購入費は、来年4月にウィンドウズXPのサポート終了のため、ウィンドウズ7に更新しなければならないため100台分を購入いたしますが、その費用が1,533万円でございます。

財政調整基金積立金297万6,000円は、この補正予算の歳入から歳出を引いた残りを基金として積み立てるものでございます。神河ふるさとづくり応援基金積立金は、歳入で受け入れた寄附金を基金として積み立てるもので、50万円の増額でございます。

交通災害共済加入推進協力謝礼は、加入世帯数修正のため3万6,000円の増額でございます。

諸費の過年度感染症予防事業費等国庫補助金返還金と過年度鹿捕獲拡大対策支援事業費県補助金返還金は、平成24年度の数値が確定し、それぞれ6万2,000円と15万4,000円を計上し、返還します。

消費者行政費では、消費者への講演会をセミナーに変更することになったため、講師

謝礼を20万円減額し、消耗品費と印刷製本費に4万円と16万円を計上しました。

12ページ、戸籍住民基本台帳費の通話料は、住基システムのアップデートにより遠隔保守の使用頻度がふえたため、12万円の増額でございます。

総務費で、参議院議員通常選挙費169万8,000円の減額と兵庫県知事選挙費387万3,000円の減額は、それぞれ詳細説明を省略しますが、精算によるものでございます。

13ページの町長選挙費は、無投票となりましたので430万7,000円の減額で、14ページの土地改良区総代選挙費も、無投票によって16万4,000円の減額でございます。

民生費、介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険特別会計の人件費が減りましたので、繰出金も10万2,000円減額でございます。老人福祉費の災害緊急避難措置経費負担金は、9月の災害で自宅前の河川が崩壊したひとり暮らし老人を福祉施設へ避難措置したことによる費用負担で、21万1,000円を計上しています。後期高齢者医療費の広域連合共通経費分賦金が減額となったため、83万1,000円の減額で、繰出金は、平成25年度保険基盤安定負担金が確定したため、54万1,000円の減額でございます。

児童福祉総務費の子ども・子育て支援システム構築委託料は、歳入で説明しましたとおり、1,222万6,000円を計上いたしております。

母子衛生費の養育医療給付費は、未熟児の給付が1名から2名にふえたことにより34万2,000円の増額でございます。

15ページ、地籍調査費の報償費は、現地調査がおおむね完了し、地元推進委員の出演減による委員謝礼の55万円減額で、需用費はプラクィーやロール紙が不足するため30万円増額。役務費は、閲覧通知の郵便料の5万円増額、使用料及び賃借料は、コピー使用料の20万円増額でございます。

林業総務費の千ヶ峰・三国岳線工事負担金は今年度事業費の増額に伴い、負担金の500万円増額で、補正後は1,500万円となりました。事業費全体は1億5,000万円となっています。林業振興費の需用費3万8,000円の増額は消耗品費で、環境対策育林事業に係るものでございます。環境対策育林事業補助金は、森林経営計画を立てられる見込みが5件から9件にふえたことによる増額で、533万円でございます。

商工費、観光振興費の旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料の計50万円は、町イチ！村イチ！2014出店事業で、全額町村会からの助成でございます。工事請負費のグリーンエコー笠形親水公園整備工事請負費は、根宇谷川の災害復旧に係るものですが、災害の補助や起債ではもとのような石積みにできないため、合併特例債を財源として単独事業で執行します。その費用が4,900万円でございます。

16ページ、道路橋梁維持費の道路橋梁補修工事請負費ですが、町道鍛冶市川左岸線舗装工事について、地元から全線舗装の要望があり、500万円の増額でございます。

消防費ですが、国の平成24年度の補正で、消防団を核とした地域消防力強化事業がございまして、小型動力ポンプ積載車や暖房つきエアータント、発電機つき投光器、無線機等が貸し付けという形で配備されます。電波使用料1万4,000円増額は、その無線機30台に係るもので、町有自動車保険料等役務費6万3,000円と自動車重量税1万8,000円の増額については、小型動力ポンプ積載車に係るものでございまして、積載車は鍛冶分団に配備されます。

災害対策費の兵庫衛星通信ネットワーク設備更新負担金は、第2表のところでお話ししましたが、県へ2分の1負担するため、804万円の増額でございます。

小学校費の修繕料43万4,000円の増額は、越知谷アクティブセンターの火災報知機の修繕と長谷小学校防火扉の修繕でございます。教科研究会参加費負担金は、1万7,000円増額となりました。小学校教育振興費の報償費9万円減額、需用費30万2,000円減額、郵便料5,000円減額、使用料22万1,000円の減額、17ページ、扶助費2,000円の減額は、自然学校の精算によるものでございます。

公民館の需用費は、中央公民館の空調機配管が漏水し、天井にしみができているための修繕費で、30万円増額でございます。

学校給食費の需用費は、事務所2階の雨漏りやプレハブ冷蔵庫、高圧洗浄機等の修繕費で、84万5,000円の増額でございます。

18ページ以降に給与費明細書を添付しております。

以上で、簡単ですが説明を終わります。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

ここで、私のほうからお願いいたします。本案については、議会運営副委員長の報告のとおり、総務文教常任委員会に付託を予定しておりますので、担当委員会以外の方を優先に質問をしていただきますようお願いいたします。

質問のある方どうぞ。

松山議員。

○議員（4番 松山 陽子君） 4番、松山です。

14ページの3款民生費の2項、児童福祉費に上げておられます子ども・子育て支援システム、これ100%県補助ということですが、これのちょっと具体的な内容を教えていただきたいんですけれども。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。

子ども・子育て支援事業の子ども・子育て計画を立てるための会議の設置につきましては、9月の定例会で条例提案をしたところでございます。そのことに要する電子システムを年度内に契約をする必要がございます。そのシステムの内容と申しますと、国と町におきます保育所等の人員の報告やらもろもろの情報交換、事業者情報について情報

交換を行うよう国から指導があり、計上を施行するものでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（4番 松山 陽子君） そしたら、これは委託料ということになっておりますが、このシステムについてはどこかの業者に委託するものですか。それとも、その保育所とかそういった関係施設のほうに委託するものなのですか。済みません。

○議長（安部 重助君） 住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。

日立システムズに委託を予定をしております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。

もう既にこれ委員会で聞いておりますので再度ということになるかもわかりませんが、15ページ、グリーンエコーの親水公園、いわゆるあそこを流れている川の改修ということでございます。

よく承知しておりますのは、通常の災害復旧であると、いわゆる災害復旧事業の対象になるけれども、やはり公園的な、これは親水公園という名前が書いてありますが、そういうためにそのような復旧ができないんですということで努力されて、合併特例債を使うというようなこともちょっと聞いとるんですけれども、やはりプラスアルファの、いわゆる公園化するような部分については確かにそうかもわかりませんが、やはり河川の管理上、最小限いうんですか、最低限の工事というものは、当然災害復旧事業という形で対象になるのではないかなと。考え方としてよく原形復旧だと言われるわけですけれども、それはそれとして、やはりあそこは砂防河川になっとるんですかね、これはまた間違っておれば訂正してほしいんですが、そういうことであると、やはり安全性といった面から見ると、最低限のものについては当然災害復旧事業の対象になるというように思うんですけれども、そういった議論も尽くされていろいろ県等と協議された結果、こういう形になると思うんですけれども、その辺のところをひとつこの場で、経緯等も含めて、町が取り組んだ努力の結果も含めてひとつ説明をしていただきたい、そのように思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 地域振興課、野村でございます。

山下議員からの御質問でございます。グリーンエコー笠形のずっと入っていきましてら最初にゲートがありまして、右側に砂防堰堤がある。あの砂防堰堤から手前は県の砂防河川でございます。砂防堰堤から上につきましては、砂防指定はされておりましたが、もう町に移管してると、管理をいうことございまして、建設課を通じまして県とはいろいろと協議していただきましたが、堰堤から上については町費で対応しなさいという

ことをごさいますして、補助が得られなかったということをごさいます。以上をごさいます。

○議長（安部 重助君） ほかにごさいますか。

山下議員。

○議員（13番 山下 皓司君） 13番、山下です。

多分そういう経緯は、経緯というよりもその努力されたということは、それをとかく言うとなんやないですが、基本的な考え方として、やはり現実に川は流れておると。管理区分はわかりましたけども、そこに川があるということは、これは事実なんですから、ほかの河川のところではやはり公共事業で採択されているというふうなことです、なぜそのベースになる部分だけでも災害復旧事業として取り上げてもらえないのかなと、その辺に非常に疑問を感じるんですね。ですから、やっぱりよく国を挙げて安全安心とか、たまたまそこが観光施設であるということだけであって、安全安心という面から見ると全く変わらないと思うんですね。その辺ひとつ、もうぶり返しはできないんかもわかりませんが、しっかりと対応していただいたということを前提で、くどいんですけども、もう一步、こういう努力もしたんや、だから、そういうことしたけどだめやったんすいうようなことをひとつ、もう少しパンチのあるところで説明していただけないか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 建設課を通しましての土木への働きかけと、上野県会議員にも県庁自体にも働きかけていただきました。何とかならないかというところで大分動いていただいたんです。ならなかったということをごさいます。砂防河川で県の管理から町にもう移管したと、以前にということと、あの川自体が自然の川じゃなしに、施設をつくるときに人工的に河川もつくっているというところもごさいますして、町がつくったものであるの町で復旧してくださいというような指導をごさいますして、残念ながら県費はいただけなかった。そのかわり合併特例債の使用については認めていただいたというところをごさいます。以上をごさいます。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。

実際に県に働きに行きまして、いろいろと協議いただいて、何とか災害復旧ということで力を入れていただきました。工法が、今、野村課長が言いましたように、石積みをした人工的な工法なんですね。災害にすると、もうべたっとコンクリを打ってしまって、そういうような工法であるということで、そういうような工法をするのには災害復旧の補助は出せないということがごさいますして、何とか今みたいに自然な石積みでやれないかという議論の中で合併特例債を認めていただいたというような状況をごさいますして、これにつきましてはいろいろと県のほうも議論していただきました。そして、また県民局の局長にもいろいろとお話で、私も行きまして現地も見させていただいたんですが、

やはり普通の川の工法と違って石積みのこの観光施設の復旧ということになれば、災害の補助は出せないという結論になったわけでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

小林議員。

○議員（1番 小林 和男君） 1番、小林です。

15ページの商工費の町イチ！村イチ！2014年事業委託料とあるんですが、これの詳しい内容を教えてほしいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野村 浩平君） 町イチ！村イチ！2014ということで、町村会が主催するものでございまして、全国の町村会が主催ということで、経費については兵庫県の町村会から50万円お金をいただきまして、その50万円でもって事業を実施するというものでございます。場所は東京の国際フォーラム、有楽町にあるそうなんですが、周りは皇居が近くにあったりして、本当の非常ににぎやかなところだと聞いております。そこで、神河町については物産販売を行うという予定をしております。あと、自然薯だしとろろの試食販売をするということで、事業実施につきましては、地域振興課と町の商工会とで事業を実施するという予定をしております。

あと、他の市町村につきましては、全国930市町村の中で347市町村が出店されるというふうに聞いてございまして、非常に大きな規模の事業でございまして。近隣では市川町もステージイベントだけ参加されると。福崎については食堂と物販もされるというふうにお聞きしております。

時期は、1月の11、12、土日でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか特にございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） それでは、質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第133号議案は総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしたいと思いますが、これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決定しました。

日程第 2 2 第 1 3 4 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 2、第 1 3 4 号議案、平成 2 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 3 4 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 2 5 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございまして、補正予算（第 2 号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、歳出の一般療養費、退職療養給付費、退職高額療養費の増額に対する歳入の増額分を計上しております。内容としましては、一般被保険者の療養給付費等負担金 1 8 万 1, 0 0 0 円、普通調整交付金の国庫補助分 5 万 1, 0 0 0 円、同じく県補助分 3 万 4, 0 0 0 円のそれぞれ増額。退職被保険者の療養給付費交付金 9 8 1 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。

歳出では、保険給付費のうち、一般療養費、退職療養給付費、退職高額療養費の増額分を計上しております。内容としましては、退職被保険者等療養給付費 4 6 4 万 7, 0 0 0 円、一般被保険者療養費 5 6 万 8, 0 0 0 円、退職被保険者等高額療養費 5 1 6 万 6, 0 0 0 円の増額で、財政調整基金積立金で 3 0 万 2, 0 0 0 円減額し、補正額の相殺を行っています。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 0 7 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3 億 9, 2 2 3 万 1, 0 0 0 円とするものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、住民生活課長から御説明しますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（足立 和裕君） 住民生活課、足立でございます。それでは、詳細につきまして説明をさせていただきます。

国民健康保険事業特別会計の運営状況につきましては、直近では 1 1 月の民生産業委員会で、8 月分までの医療費の動向を資料を提示しまして報告をさせていただいたところでございます。その内容は、療養給付費の一般分では対前年比マイナス 5. 5 %、退職分がプラス 1 4. 1 %となっており、退職分において約 1, 0 0 0 万程度の補正が必要という報告をいたしております。その後、確定しました 9 月分の医療費を含む対前年比は、一般分でマイナス 4. 7 %と前回報告より 0. 8 %のアップ、退職分につきまし

ては、プラス8.5%と前回の報告分と比較しまして5.6%減少をしておる状況でございます。

さて、今回の補正の内容でございますけれども、歳出の一般分の療養費、つまり補装具、柔道整復施術等の現金支給分におきまして対前年比11%の伸びを示しており、56万8,000円の増額としております。このことの主な要因としまして、社会保険等をさかのぼって喪失した世帯が国保に加入され、社保が負担していた医療費を国保会計が負担するという案件の金額が大きいことによるものでございます。退職分では療養給付費の464万7,000円の増額と、高額療養費におきましては、10月分までを含んだ月平均が前年比49%と高い伸びを示しており、516万6,000円の増額としております。この主な要因としましては、各種がんの4件の手術によるものでございます。

なお、各補正額は、確定月までの月平均額に2%を上乗せし、12カ月分を乗じた額で算出をしております。歳入では、これら歳出に対応した補助金、交付金等を計上しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

---

### 日程第23 第135号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第135号議案、平成25年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第135号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、平成25年度保険基盤安定制度負担金の確定に伴うものでございまして、歳入の保険基盤安定繰入金で54万1,000円を減額し、歳出の保険基盤安定制度負担金で同額の減額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,244万9,000円とす

るものです。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑特にないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

#### 日程第 2 4 第 1 3 6 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 4、第 1 3 6 号議案、平成 2 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 3 6 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成 2 5 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。第 2 号補正予算以降、補正要因が生じたものについて補正をいたしております。

補正の内容ですが、歳入につきましては、職員給与費等の一般会計からの繰入金 1 0 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。歳出では、嘱託・臨時職員賃金の減額と訪問調査に係る事務費の増額でございます。差し引き 1 0 万 2, 0 0 0 円の減額補正でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 0 万 2, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 億 5, 4 8 1 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑は特にないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承願います。

---

#### 日程第 2 5 第 1 3 7 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 2 5、第 1 3 7 号議案、平成 2 5 年度神河町水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第137号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）で、補正予算（第3号）以降に補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条、収益的収入の水道事業収益を、営業収益で174万円の増額、収益的支出の水道事業費用を営業費用で300万円の増額、予備費で126万円の減額で、差し引き174万円を増額し、収益的収入及び支出の予定額をおのおの3億4,931万3,000円に補正するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、上下水道課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂本 康弘君） 上下水道課の坂本でございます。それでは、水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、詳細を御説明いたします。

予算第3条、2ページをごらんいただきまして、収益的収入のその他営業収益の雑収益で、当初新規加入金を5軒分の計上でありましたが、現在まで16軒と、3軒分の見込み分を含めた19軒分としまして174万円の増額で、水道事業収益を3億4,931万3,000円に補正するものです。

3ページをごらんいただきます。収益的支出の水道事業費用、原水及び浄水費の修繕費で、山田浄水場取水ポンプ、またろ過器、制水弁の取りかえを行っておりまして、修繕費が多額となっております。今後の修繕につきまして、150万円の増額としております。配水及び給水費の修繕費で、給水管布設替修繕と橋梁添架管の修繕を実施しておりまして、今後の修繕費として250万円の増額としております。また、総係費の委託料、新会計制度移行業務委託等で100万円の減額と、予備費の126万円の減額により差し引き174万円の増額としまして、水道事業費用を水道事業収益と同額の3億4,931万3,000円に補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきます、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑特にないようでございますので、質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

日程第26 第138号議案

○議長（安部 重助君） 日程第26、第138号議案、平成25年度公立神崎総合病院

事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第138号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第3号）でございます。補正予算（第2号）以降に、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容としましては、医業費用の諸会費において、10月から就任されました嘉瀬内科医師が神崎郡医師会に入会されることから、その負担金7万円を増額しております。また、医業外費用の雑支出において、大阪医科大学が平成29年に創立90周年を迎えられることで、今年度において100万円を寄附することから増額しております。これらの財源として、予備費を減額しております。予算額に変更はございません。

以上が提案の理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結いたします。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

---

## 日程第27 神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件

○議長（安部 重助君） 日程第27、神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件を議題といたします。

神河町選挙管理委員会委員長から、選挙管理委員会委員及び同補充員が平成25年12月8日に任期満了となる旨、通知がありました。よって、地方自治法第182条第1項並びに第2項の規定により選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしの声を聞きましたので、御異議なしと認めます。

ここで、再度お諮りいたします。指名の方法につきましては議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 異議なしと認めます。

それでは、先に選挙管理委員会委員として、次の4名の方を指名いたします。詳細につきましてはお手元に配付のとおりであります。

河村正文氏、浦上孝子氏、入江洋二郎氏、竹國洋子氏、以上の4名を指名いたします。お諮りします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました河村正文氏、浦上孝子氏、入江洋二郎氏、竹國洋子氏、以上の方が、選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員として、次の4名の方を指名いたします。

第1順位、田中洋一氏、第2順位、岸田眞砂美氏、第3順位、山内敦子氏、第4順位、辻井光明氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました第1順位、田中洋一氏、第2順位、岸田眞砂美氏、第3順位、山内敦子氏、第4順位、辻井光明氏、以上の方が、選挙管理委員会補充員に当選されました。

---

#### 日程第28 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件

○議長（安部 重助君） 日程第28、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の件であります。

兵庫県後期高齢者医療広域連合長職務代理者から、細岡重義議員が平成25年12月10日に任期満了となるため、広域連合議会議員を1名選出していただくよう通知がありました。これにつきましては、広域連合規約第8条第1項で、広域連合議会議員は当該関係市町の長もしくは副市町長または議会議員の内から1人を選挙するとなっております。また、同条第2項で、当該市町の議会における選挙については、地方自治法第118条の例によると規定されております。

それでは、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、広域連合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしの声を聞きました。御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

ここで再度お諮りいたします。指名の方法につきましては議長において指名いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に神河町副町長、細岡重義氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました方を兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました神河町副町長、細岡重義氏が、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。あわせて告知をいたします。

---

○議長（安部 重助君） 本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会に付託した議案審査のため、明日から12月15日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、明日から12月15日まで休会と決定いたしました。

次の本会議は、12月16日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会といたします。どうも御苦労さんでした。

午後5時14分散会

---